

頁	修正前	修正後	備考				
	目次は省略						
29	<p><b>第3編 地震・津波災害対策</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第3節 被害想定</b></p> <p><b>【参考】用語集</b></p> <p>(略)</p> <p>※11 速度構造モデル   地盤内における地震波の速度の分布。P <b>派</b>とS <b>派</b>で構造は異なる。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第3編 地震・津波災害対策</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第3節 被害想定</b></p> <p><b>【参考】用語集</b></p> <p>(略)</p> <p>※11 速度構造モデル   地盤内における地震波の速度の分布。P <b>波</b>とS <b>波</b>で構造は異なる。</p> <p>(略)</p>	誤記の修正				
35  36	<p><b>第2章 地震災害対策</b></p> <p><b>第1節 災害予防対策計画</b></p> <p><b>第1項 安全・安心な県土づくり</b></p> <table border="1" data-bbox="120 730 1014 879"> <tr> <td data-bbox="120 730 432 879"><b>第1 県土保全施設の整備</b></td> <td data-bbox="432 730 1014 879">国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、県（環境課、都市計画課、下水道課、農山漁村課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課）</td> </tr> </table> <p>1 地盤災害防止施設等の整備</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 土砂災害のソフト対策</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 警戒避難体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>～ (略)</p> <p>避難所の開設・運営</p> <p>土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法について定める。</p> <p>～ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) 地盤の液状化対策の推進</p> <p>県、市町等の公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。</p>	<b>第1 県土保全施設の整備</b>	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、県（環境課、都市計画課、下水道課、農山漁村課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課）	<p><b>第2章 地震災害対策</b></p> <p><b>第1節 災害予防対策計画</b></p> <p><b>第1項 安全・安心な県土づくり</b></p> <table border="1" data-bbox="1090 730 1984 879"> <tr> <td data-bbox="1090 730 1402 879"><b>第1 県土保全施設の整備</b></td> <td data-bbox="1402 730 1984 879">国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、県（環境課、都市計画課、下水道課、農山漁村課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課）</td> </tr> </table> <p>1 地盤災害防止施設等の整備</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 土砂災害のソフト対策</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 警戒避難体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>～ (略)</p> <p><b>指定</b>避難所の開設・運営</p> <p>土砂災害に対して安全な<b>指定</b>避難所の一覧表、開設・運営体制、<b>指定</b>避難所開設状況の伝達方法について定める。</p> <p>～ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) 地盤の液状化対策の推進</p> <p>県、市町等の公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、<b>地形分類</b>や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実</p>	<b>第1 県土保全施設の整備</b>	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、県（環境課、都市計画課、下水道課、農山漁村課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課）	国の防災基本計画の修正を受けて
<b>第1 県土保全施設の整備</b>	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、県（環境課、都市計画課、下水道課、農山漁村課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課）						
<b>第1 県土保全施設の整備</b>	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、県（環境課、都市計画課、下水道課、農山漁村課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課）						

頁	修正前	修正後	備考				
	<p>(略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>施する。</p> <p>(略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>2 (略)</p>					
<p>51</p> <p>57</p>	<p><b>第2項 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</b></p> <table border="1" data-bbox="118 411 1014 523"> <tr> <td data-bbox="118 411 427 523"><b>第1 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</b></td> <td data-bbox="427 411 1014 523">市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、 県（消防防災課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属）</td> </tr> </table> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の分析整理 県、市町及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。</p> <p>3 (略)</p>	<b>第1 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</b>	市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、 県（消防防災課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属）	<p><b>第2項 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</b></p> <table border="1" data-bbox="1088 411 1984 555"> <tr> <td data-bbox="1088 411 1397 555"><b>第1 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</b></td> <td data-bbox="1397 411 1984 555">市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、 県（消防防災課、<u>森林整備課</u>、県土企画課、河川砂防課、関係各所属）</td> </tr> </table> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の分析整理 県、市町及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。 <u>また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。</u> <u>さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。</u></p> <p>3 (略)</p>	<b>第1 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</b>	市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、 県（消防防災課、 <u>森林整備課</u> 、県土企画課、河川砂防課、関係各所属）	<p>関係所属の追加</p> <p>国の防災基本計画に合わせる</p>
<b>第1 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</b>	市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、 県（消防防災課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属）						
<b>第1 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</b>	市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、 県（消防防災課、 <u>森林整備課</u> 、県土企画課、河川砂防課、関係各所属）						
<p>62</p>	<table border="1" data-bbox="118 1018 1014 1193"> <tr> <td data-bbox="118 1018 427 1193"><b>第3 相互の連携体制、広域防災体制の強化</b></td> <td data-bbox="427 1018 1014 1193">市町、消防機関、防災関係機関、 県（<u>広報広聴課、危機管理・報道課、消防防災課、新幹線・地域交通課、循環型社会推進課、福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、薬務課、産業企画課、経営支援課、県土企画課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課、総務事務センター</u>）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1 都道府県間の相互応援 (略)</p> <p><u>〔追加〕</u></p>	<b>第3 相互の連携体制、広域防災体制の強化</b>	市町、消防機関、防災関係機関、 県（ <u>広報広聴課、危機管理・報道課、消防防災課、新幹線・地域交通課、循環型社会推進課、福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、薬務課、産業企画課、経営支援課、県土企画課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課、総務事務センター</u> ）	<table border="1" data-bbox="1088 1018 1984 1098"> <tr> <td data-bbox="1088 1018 1397 1098"><b>第3 相互の連携体制、広域防災体制の強化</b></td> <td data-bbox="1397 1018 1984 1098">市町、消防機関、防災関係機関、 県（<u>各協定の担当所属</u>）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1 都道府県間の相互応援 <u>協定</u> (略)</p> <p><u>2 保健医療分野の受援体制</u> <u>保健医療分野においては、保健医療活動総合調整のために厚生労働省が定めた他都道府県職員等から構成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の受援体制を整備する。</u></p>	<b>第3 相互の連携体制、広域防災体制の強化</b>	市町、消防機関、防災関係機関、 県（ <u>各協定の担当所属</u> ）	<p>表記の簡略化</p> <p>保健医療分野について追記</p>
<b>第3 相互の連携体制、広域防災体制の強化</b>	市町、消防機関、防災関係機関、 県（ <u>広報広聴課、危機管理・報道課、消防防災課、新幹線・地域交通課、循環型社会推進課、福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、薬務課、産業企画課、経営支援課、県土企画課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課、総務事務センター</u> ）						
<b>第3 相互の連携体制、広域防災体制の強化</b>	市町、消防機関、防災関係機関、 県（ <u>各協定の担当所属</u> ）						

頁	修正前				修正後				備考
63	2 県と防災関係機関等との応援協定				3 県と防災関係機関等との応援協定				協定の追加
	現在締結している協定等				現在締結している協定等				
	区分	協定名 [ 所管部署 ]	協定締結の相手方	協定締結年月日	区分	協定名 [ 所管部署 ]	協定締結の相手方	協定締結年月日	
	(略)				(略)				
	自治体	九州・山口9県災害時応援協定[ 消防防災課 ]	福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・山口県	平成23年10月31日	自治体	九州・山口9県災害時応援協定[ 消防防災課 ]	福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・山口県	平成23年10月31日	
						<u>九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定 [ 生活衛生課 ]</u>	<u>福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・山口県</u>	<u>平成25年10月22日</u>	
		関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	関西広域連合 ( 締結は九州地方知事会と )	平成23年10月31日		関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	関西広域連合 ( 締結は九州地方知事会と )	平成23年10月31日	
						<u>陸上自衛隊西部方面隊と九州地方知事会との相互協力に関する協定 [ 消防防災課 ]</u>	<u>陸上自衛隊西部方面隊</u> ( 締結は九州地方知事会と )	<u>平成30年 5月22日</u>	
	(略)				(略)				
	(略)				(略)				
64	医療	(略)			医療	(略)			
		佐賀県D P A T ( 災害派遣精神医療チーム ) に関する協定 <u>書</u> [ 障害福祉課 ]	一般社団法人佐賀県精神科病院協会 独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター 国立大学法人佐賀大学医学部附属病院 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	平成28年 8月 8日		佐賀県D P A T ( 災害派遣精神医療チーム ) に関する協定 [ 障害福祉課 ]	一般社団法人佐賀県精神科病院協会 独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター 国立大学法人佐賀大学医学部附属病院 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	平成28年 8月 8日	
						<u>災害時における災害支援活動に関する協定 [ 医務課 ]</u>	<u>公益社団法人佐賀県看護協会</u>	<u>平成29年10月19日</u>	
	要配慮者	災害時における災害時要配慮者への支援に関する協定 [ 福祉課 ]	株式会社ニチイ学館佐賀支店 セントケア九州株式会社	平成 26年 5月 30日 平成 26年 5月 30日	要配慮者	災害時における災害時要配慮者への支援に関する協定 [ 福祉課 ]	株式会社ニチイ学館佐賀支店 セントケア九州株式会社	平成 26年 5月 30日 平成 26年 5月 30日	
					<u>佐賀県災害多言語支援センターの設置及び運営に関する協定 [ 国際課 ]</u>	<u>公益財団法人佐賀県国際交流協会</u>	<u>平成29年 3月23日</u>		
					<u>災害時におけるオストメイト用トイレの供給協力に関する協定 [ 福祉課 ]</u>	<u>株式会社ニード</u>	<u>平成31年 3月 4日</u>		

頁	修正前			修正後			備考		
66	(略)			(略)					
	物資	(略)		物資	(略)				
		災害時における量等の供給協力に関する協定 [ 福祉課 ]	佐賀県量工業組合		平成 29 年 8 月 28 日	災害時における量等の供給協力に関する協定 [ 福祉課 ]		佐賀県量工業組合	平成 29 年 8 月 28 日
				<u>災害時におけるオストメイト用トイレの供給協力に関する協定 [ 福祉課 ]</u>	<u>株式会社ニード (再掲)</u>	<u>平成31年 3月 4日</u>			
67	(略)			(略)					
	建設業	災害時における応急対策に関する協定 [ 建設・技術課 ]	一般社団法人佐賀県建設業協会( 締結時：社団法人 )	平成 18 年 9 月 1 日	建設業	災害時における応急対策に関する協定 [ 建設・技術課 ]		一般社団法人佐賀県建設業協会( 締結時：社団法人 )	平成 18 年 9 月 1 日
		災害時における電気設備等の応急対策に関する協定 [ 消防防災課 ]	佐賀県電気工業業組合	平成 26 年 3 月 17 日		災害時における電気設備等の応急対策に関する協定 [ 消防防災課 ]		佐賀県電気工業業組合	平成 26 年 3 月 17 日
				<u>災害時の応援協力及び緑化啓発活動等に関する協定書 [ 建設・技術課 ]</u>	<u>佐賀県造園建設業協会</u>	<u>平成 30 年 5 月 31 日</u>			
	<u>港湾</u>	<u>港湾施設及び港湾区域内における災害時の応急対策に関する協定 [ 港湾課 ]</u>			<u>佐賀県港湾建設協会</u>	<u>平成 22 年 9 月 1 日</u>			
					<u>佐賀県有明海港湾漁港建設協会</u>	<u>平成 25 年 7 月 1 日</u>			
				<u>漁港施設及び区域内における災害時の応急対策に関する協定 [ 農山漁村課 ]</u>	<u>佐賀県港湾建設協会</u>	<u>平成 22 年 9 月 1 日</u>			
				<u>福所江漁港施設及び区域内における災害時の応急対策に関する協定 [ 農山漁村課 ]</u>	<u>佐賀県有明海港湾漁港建設協会</u>	<u>平成 25 年 7 月 1 日</u>			
				<u>災害発生時における応急対策業務等に関する包括的協定 [ 港湾課 ]</u>	<u>国土交通省九州地方整備局、九州各県、下関市、福岡市、北九州市、佐世保市、一般社団法人日本埋め立て浚渫協会九州支部、九州港湾空港建設協会連合会、山口県港湾建設協会、一般社団法人日本海上起重技術協会九州支部、全国浚渫協会西日本支部、一般社団法人日本潜水協会福岡支部、一般社団法人海洋調査協会、一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会</u>	<u>平成 28 年 1 月 5 日</u>			
	放送・	(略)			放送・	(略)			

頁	修正前	修正後	備考	
68	報道 (略)	報道 (略)		
69	その他 無人航空機による災害応急対策業務（映像撮影・物資輸送等）に関する協定 [消防防災課]	その他 無人航空機による災害応急対策業務（映像撮影・物資輸送等）に関する協定 [消防防災課] <a href="#">災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の輸送等に関する協定書</a> [生活衛生課] <a href="#">地震時における被災建築物応急危険度判定に関する協力協定</a> [建築住宅課] <a href="#">災害発生時等におけるCSO等ボランティア団体との連携・協力に関する協定</a> [県民協同課] <a href="#">災害時における遺体の搬送等の協力に関する協定</a> [生活衛生課]	株式会社島内エンジニア 株式会社富士建 平成28年 8月30日 平成28年 8月30日 <a href="#">佐賀県葬祭事業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会</a> <a href="#">平成30年 8月22日</a> <a href="#">一般社団法人佐賀県建築士会、一般社団法人佐賀県建築士事務所協会、公益社団法人日本建築家協会九州支部佐賀地域会</a> <a href="#">平成31年 1月17日</a> <a href="#">佐賀災害支援プラットフォーム</a> <a href="#">平成31年 1月23日</a> <a href="#">一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会</a> <a href="#">平成31年 3月14日</a>	
70	<p><b>第2項 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</b></p> <p><b>第4 応急復旧及び二次災害の防止活動</b> 市町、水道事業者等、ライフライン事業者、県（循環型社会推進課、県土企画課、建設・技術課、下水道課、河川砂防課、道路課）</p> <p>1 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立 県、市町及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>[追加]</u></p>	<p><b>第2項 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</b></p> <p><b>第4 応急復旧及び二次災害の防止活動</b> 市町、水道事業者等、ライフライン事業者、県（循環型社会推進課、県土企画課、建設・技術課、下水道課、河川砂防課、道路課）</p> <p>1 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立 県、市町及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、<u>協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</u>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 県と市町の役割分担</u></p>	<p>国の防災基本計画の修正を受けて</p>	

頁	修正前	修正後	備考				
		<p><u>県及び市町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</u></p>					
70	<table border="1" data-bbox="118 300 1025 368"> <tr> <td data-bbox="118 300 427 368"><b>第5 救助、医療及び消防活動体制の整備</b></td> <td data-bbox="427 300 1025 368">国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県（消防防災課、障害福祉課、医務課、薬務課）</td> </tr> </table> <p>国、県、市町、医療機関及びその他の防災関係機関は、発災時における救助・救急、<u>医療及び消防</u>に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。</p>	<b>第5 救助、医療及び消防活動体制の整備</b>	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県（消防防災課、障害福祉課、医務課、薬務課）	<table border="1" data-bbox="1088 300 1995 368"> <tr> <td data-bbox="1088 300 1397 368"><b>第5 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備</b></td> <td data-bbox="1397 300 1995 368">国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県（消防防災課、<u>福祉課</u>、障害福祉課、医務課、薬務課）</td> </tr> </table> <p>国、県、市町、医療機関及びその他の防災関係機関は、発災時における救助・救急、<u>消防及び保健医療</u>に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。</p> <p><u>また県においては、関係者と連携し保健医療活動を効率的に行うため、保健医療活動の総合調整機能の確立に努めることとする。</u></p>	<b>第5 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備</b>	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県（消防防災課、 <u>福祉課</u> 、障害福祉課、医務課、薬務課）	<p>国の防災基本計画の修正を受けて</p> <p>保健医療活動の総合調整機能の新設</p> <p>記載内容の見直し</p>
<b>第5 救助、医療及び消防活動体制の整備</b>	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県（消防防災課、障害福祉課、医務課、薬務課）						
<b>第5 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備</b>	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県（消防防災課、 <u>福祉課</u> 、障害福祉課、医務課、薬務課）						
71	<p>1 (略)</p> <p><u>[追加]</u></p> <p><u>2 医療活動体制の整備</u></p> <p>(1) 災害拠点病院の整備</p> <p>県は、災害拠点病院について、次のとおり選定するとともに、施設等の耐震化、地震災害時の患者受入機能及び<u>医療救護班</u>派遣機能の強化、患者搬送車の整備、応急用医療資材の貸出</p>	<p>1 (略)</p> <p><u>2 救急搬送体制の強化</u></p> <p>消防機関は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努める。また、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。</p> <p><u>さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p><u>3 消防活動体制の整備</u></p> <p>(1) 火災防止の啓発、体制の整備</p> <p>市町及び消防機関は、地震発生時の火災防止のため、出火防止・初期消火及び火災の拡大防止について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知徹底しておくものとする。</p> <p>市町は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。</p> <p>(2) 消防施設等の整備強化</p> <p>市町及び消防機関は、地域の実情に応じて、消防施設・設備、消防水利及び火災通報施設等について、年次計画を立ててその整備の推進に努める。</p> <p>(3) 消火活動体制の整備</p> <p>市町及び消防機関は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、<u>区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。</u></p> <p><u>4 保健医療活動体制の整備</u></p> <p>(1) 災害拠点病院の整備</p> <p>県は、災害拠点病院について、次のとおり選定するとともに、施設等の耐震化、地震災害時の患者受入機能及び<u>災害派遣医療チーム(DMAT)</u>派遣機能の強化、患者搬送車の整備、応</p>					



頁	修正前	修正後	備考
72	<p>などによる地域の医療施設を支援する機能等の強化を促進することにより、地震災害時の医療体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>〔追加〕</u></p> <p>(3) 災害時医療救護マニュアルの普及・活用          県は、この計画に基づく詳細な医療活動の手順を規定した「災害時医療救護マニュアル(平成15年9月策定)」を関係者に普及し、迅速かつ確かな医療活動に役立てる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 医療応援体制の整備          ア 都道府県間の応援体制          県は、医療の応援について都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(6)～(7)(略)</p> <p>(8) 広域搬送拠点の整備          県は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として<u>使用することが適当な自衛隊の基地、大規模なスペースを有する場所等</u>をあらかじめ抽出しておくなど、<u>災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお、これらの広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構)と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 災害時緊急医薬品等の備蓄          国、県及び市町は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。</p> <p><u>3 消防活動体制の整備</u>  <u>(1) 火災防止の啓発、体制の整備</u>  <u>市町及び消防機関は、地震発生時の火災防止のため、出火防止・初期消火及び火災の拡大防</u></p>	<p>急用医療資機材の貸出などによる地域の医療施設を支援する機能等の強化を促進することにより、地震災害時の医療体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 災害時保健医療活動要領の普及・活用</u>  <u>県は、県内において大規模災害が発生し保健医療活動の総合調整を行う必要がある場合の活動を規定した「佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領(平成31年1月策定)」を関係者に普及し、医療をはじめとする専門的な支援者の協力を得て、保健医療対策を指揮調整する。</u></p> <p>(4) 災害時医療救護マニュアルの普及・活用          県は、この計画に基づく詳細な医療活動の手順を規定した「災害時医療救護マニュアル(平成31年3月改正)」を関係者に普及し、迅速かつ確かな医療活動に役立てる。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 医療応援体制の整備          ア 都道府県間の応援体制          県は、医療の応援について都道府県間における協定の締結を促進する<u>など</u>医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、<u>ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築</u>等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。  <u>また、被災地地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(8)(略)</p> <p>(9) 広域搬送拠点の整備          県は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として<u>利用できる場所</u>をあらかじめ抽出しておく<u>とともに</u>、広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構)と協力しつつ、<u>災害発生時における</u>広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うための<u>広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(13) 災害時緊急医薬品等の備蓄          国、県及び市町は、医薬品等の安定的な供給<u>体制</u>の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。</p> <p><u>〔削除〕</u></p>	<p>要領について追記</p>
73	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>広域搬送拠点臨時医療施設について明記</p>





頁	修正前	修正後	備考
78	<p>(2) 避難場所及び避難所</p> <p>市町は、都市公園、公民館、学校等の公共施設等を対象に、<u>地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ</u>、施設の管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民へ周知徹底を図るものとする。</p>	<p>(2) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u></p> <p>市町は、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ</u>、都市公園、公民館、学校等の公共施設等を対象に、施設の管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>日頃から住民等</u>へ周知徹底を図るものとする。</p>	
79	<p>(略)</p> <p>市町は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、<u>介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として</u>指定するよう努めるものとする。</p> <p>県は、市町が県有施設を避難場所又は避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。</p> <p>ア 指定緊急避難場所</p> <p>(ア) 指定基準</p> <p>市町は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれがある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の<u>開設</u>を行うことが可能な管理体制を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、<u>大震災</u>の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</p> <p>イ 指定避難所</p> <p>(ア) 指定基準</p> <p>a (略)</p> <p>b 市町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>c (略)</p> <p>(イ) 機能の強化</p> <p>市町は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。</p> <p>(略)</p> <p>また、避難所の物資等の備蓄に当たっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、県・市町において整備するものとする。</p> <p>a 必要に応じ、換気、照明等<u>避難生活の環境を良好に保つ</u>ための設備の整備</p>	<p>特に、<u>指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>市町は、一般の<u>指定避難所</u>では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、<u>必要に応じて福祉避難所を</u>指定するよう努めるものとする。</p> <p>県は、市町が県有施設を <u>指定緊急避難場所</u>又は <u>指定避難所</u>に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、<u>指定避難所</u>としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。</p> <p>ア 指定緊急避難場所</p> <p>(ア) 指定基準</p> <p>市町は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれがある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の<u>開放</u>を行うことが可能な管理体制を有するものを指定<u>すること</u>。</p> <p><u>なお</u>、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、<u>大規模な火事</u>の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</p> <p><u>また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</u></p> <p>イ 指定避難所</p> <p>(ア) 指定基準</p> <p>a (略)</p> <p>b 市町は、学校を <u>指定避難所</u>として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、<u>指定避難所</u>としての機能は応急的なものであることを認識の上、<u>指定避難所</u>となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>c (略)</p> <p>(イ) 機能の強化</p> <p>市町は、あらかじめ指定避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>指定避難所</u>の物資等の備蓄に当たっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、県・市町において整備するものとする。</p> <p>a 必要に応じ、換気、照明<u>など良好な生活環境を確保する</u>ための設備の整備</p>	
80			

頁	修正前	修正後	備考
82	<p>b～c (略)</p> <p>d 避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備菜、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立</p> <p>e～f (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(3) 避難路及び誘導體制</p> <p>ア 市町は、住民の人命の安全を第一に、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。 また、緊急避難場所に通じる避難階段、通路等を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市町は、避難誘導にあたっては、避難路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることにも配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>(4) 避難所の管理運営</p> <p>市町は、避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 広域避難体制の整備</p> <p>県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との広域一時滞在(被災住民が、県内又は県外の区域に一時的な滞在を行うことをいう。)に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>b～c (略)</p> <p>d <b>指定</b>避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備菜、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立</p> <p>e～f (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(3) 避難路及び誘導體制</p> <p>ア 市町は、住民の人命の安全を第一に、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。 また、<b>指定</b>緊急避難場所に通じる避難階段、通路等を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市町は、避難誘導にあたっては、避難路や<b>指定緊急</b>避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることにも配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>(4) <b>指定</b>避難所の管理運営</p> <p>市町は、<b>指定</b>避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、<b>指定</b>避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。<u>この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u> <u>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>市町及び各<b>指定</b>避難所の運営者は、<b>指定</b>避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 広域避難体制の整備</p> <p>県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との広域一時滞在(被災住民が、県内又は県外の区域に一時的な滞在を行うことをいう。)に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。 <u>市町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>記載場所の変更(第2章第2節第14項第3-2から)</p>
83	<p><b>第8 避難行動要支援者対策の</b> 市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、避難所に指定</p>	<p><b>第8 避難行動要支援者対策の</b> 市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、<b>指定</b>避難所に</p>	<p>国の防災基本</p>

頁	修正前		修正後		備考
85	<p><b>強化</b></p> <p>された施設の管理者、 県（消防防災課、子ども未来課、福祉課、子ども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、国際課、建築住宅課）</p> <p>(略)</p> <p>1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送</p> <p>市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>エ～キ (略)</p>		<p><b>強化</b></p> <p>指定された施設の管理者、 県（消防防災課、子ども未来課、福祉課、子ども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、国際課、建築住宅課）</p> <p>(略)</p> <p>1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送</p> <p>市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に<b>指定緊急</b>避難場所から<b>指定</b>避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>エ～キ (略)</p>		計画の修正を受けて
86	<p>2～3 (略)</p> <p>4 避難所の要配慮者対策</p> <p>(1) 避難所の整備</p> <p>あらかじめ避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など、高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>		<p>2～3 (略)</p> <p>4 避難所の要配慮者対策</p> <p>(1) <b>指定</b>避難所の整備</p> <p>あらかじめ<b>指定</b>避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など、高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>		
87	<p><b>第9 帰宅困難者への対策</b></p> <p>市町、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、 県（消防防災課）</p> <p>県、市町は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど<b>避難場所</b>の確保に努める。</p>		<p><b>第9 帰宅困難者への対策</b></p> <p>市町、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、 県（消防防災課）</p> <p>県、市町は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど<b>一時滞在施設</b>の確保に努める。</p>		国の防災基本計画の修正を受けて
88	<p><b>第10 食料、飲料水及び生活必需品等の調達</b></p> <p>市町、水道事業者等、事業所、県民、 県（消防防災課、福祉課、子ども未来課、子ども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、薬務課、生活衛生課、農政企画課、林業課、産業企画課）</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 備蓄方法等</p> <p>県及び市町は、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実</p>		<p><b>第10 食料、飲料水及び生活必需品等の調達</b></p> <p>市町、水道事業者等、事業所、県民、 県（消防防災課、福祉課、子ども未来課、子ども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、薬務課、生活衛生課、農政企画課、林業課、産業企画課）</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 備蓄方法等</p> <p>県及び市町は、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実</p>		国の防災基本計画の修正を受けて

頁	修正前	修正後	備考				
	<p>施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、<b>指定</b>避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。</p> <p>3～6（略）</p>					
91	<table border="1"> <tr> <td><b>第12 災害復旧・復興への備え</b></td> <td>市町、防災関係機関、建築物の所有者、 県（消防防災課、情報課、環境課、循環型社会推進課、建築住宅課、法務私学課、市町支援課、関係各所属）</td> </tr> </table> <p>1 災害廃棄物の発生への対応 (1) 市町の災害廃棄物処理計画 市町は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<b>第12 災害復旧・復興への備え</b>	市町、防災関係機関、建築物の所有者、 県（消防防災課、情報課、環境課、循環型社会推進課、建築住宅課、法務私学課、市町支援課、関係各所属）	<table border="1"> <tr> <td><b>第12 災害復旧・復興への備え</b></td> <td>市町、防災関係機関、建築物の所有者、 県（消防防災課、情報課、環境課、循環型社会推進課、建築住宅課、法務私学課、市町支援課、関係各所属）</td> </tr> </table> <p>1 災害廃棄物の発生への対応 (1) 市町の災害廃棄物処理計画 市町は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（<b>指定</b>避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<b>第12 災害復旧・復興への備え</b>	市町、防災関係機関、建築物の所有者、 県（消防防災課、情報課、環境課、循環型社会推進課、建築住宅課、法務私学課、市町支援課、関係各所属）	国の防災基本計画の修正を受けて
<b>第12 災害復旧・復興への備え</b>	市町、防災関係機関、建築物の所有者、 県（消防防災課、情報課、環境課、循環型社会推進課、建築住宅課、法務私学課、市町支援課、関係各所属）						
<b>第12 災害復旧・復興への備え</b>	市町、防災関係機関、建築物の所有者、 県（消防防災課、情報課、環境課、循環型社会推進課、建築住宅課、法務私学課、市町支援課、関係各所属）						
99	<p><b>第4項 県民等の防災活動の推進</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第3 自主防災組織等の育成強化</b></td> <td>市町、事業所、県民、 県（消防防災課、県民協働課）</td> </tr> </table> <p>(略) このため、市町は、自治会、行政区などの地域において、住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図る。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。必要に応じて避難場所の開錠・<b>開設</b>を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する</p> <p>1～2（略）</p>	<b>第3 自主防災組織等の育成強化</b>	市町、事業所、県民、 県（消防防災課、県民協働課）	<p><b>第4項 県民等の防災活動の推進</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第3 自主防災組織等の育成強化</b></td> <td>市町、事業所、県民、 県（消防防災課、県民協働課）</td> </tr> </table> <p>(略) このため、市町は、自治会、行政区などの地域において、住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図る。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。必要に応じて避難場所の開錠・<b>開放</b>を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する</p> <p>1～2（略）</p>	<b>第3 自主防災組織等の育成強化</b>	市町、事業所、県民、 県（消防防災課、県民協働課）	国の防災基本計画の修正を受けて
<b>第3 自主防災組織等の育成強化</b>	市町、事業所、県民、 県（消防防災課、県民協働課）						
<b>第3 自主防災組織等の育成強化</b>	市町、事業所、県民、 県（消防防災課、県民協働課）						
100	<table border="1"> <tr> <td><b>第4 企業防災の促進</b></td> <td>市町、事業所、医療機関、 県（消防防災課、医務課、経営支援課）</td> </tr> </table> <p>1 企業の事業継続計画等 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める<b>ものとする。また</b>、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力</p>	<b>第4 企業防災の促進</b>	市町、事業所、医療機関、 県（消防防災課、医務課、経営支援課）	<table border="1"> <tr> <td><b>第4 企業防災の促進</b></td> <td>市町、事業所、医療機関、 県（消防防災課、医務課、経営支援課）</td> </tr> </table> <p>1 企業の事業継続計画等 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<b>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には</b>、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める<b>とともに</b>、防災体制の整備、防災訓練の実施、<b>事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</b>、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメ</p>	<b>第4 企業防災の促進</b>	市町、事業所、医療機関、 県（消防防災課、医務課、経営支援課）	国の防災基本計画の修正を受けて
<b>第4 企業防災の促進</b>	市町、事業所、医療機関、 県（消防防災課、医務課、経営支援課）						
<b>第4 企業防災の促進</b>	市町、事業所、医療機関、 県（消防防災課、医務課、経営支援課）						



頁	修正前	修正後	備考
	<p>するよう努めるものとする。</p> <p>県及び市町は、企業防災に資する情報の提供等の<b>取り組みを行う</b>とともに、企業による事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る<b>とともに</b>、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う<b>など、その推進に努める</b>。</p>	<p>ント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策に係る業務に従事する企業等は、県及び市町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>県、市町<b>及び各業界の民間団体</b>は、企業防災に資する情報の提供等を<b>進める</b>とともに、企業による事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。</p> <p><b>県及び市町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。</b></p>	
101	<p>第6 災害ボランティア活動の環境整備等</p> <p>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、県（消防防災課、県民協働課、福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、薬務課、国際課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課）</p> <p>(略)</p> <p>1 災害ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会<b>その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら</b>、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方法等について整備を推進する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 災害ボランティアの活動対象 (略)</p>	<p>第6 災害ボランティア活動の環境整備等</p> <p>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、県（消防防災課、県民協働課、福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、薬務課、国際課、建設・技術課、<b>都市計画課</b>、建築住宅課、河川砂防課）</p> <p>(略)</p> <p>1 災害ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、<b>ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り</b>、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方法等について整備を推進する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 災害ボランティアの活動対象 (略)</p>	<p>関係所属を追加</p> <p>国の防災基本計画の修正を受けて</p>
102			

頁	修正前	修正後	備考												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 172 338 220">区 分</th> <th data-bbox="338 172 1012 220">活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 225 338 703">専門ボランティア</td> <td data-bbox="338 225 1012 703">                     (1) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）                      (2) 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士）                      (3) 土砂災害危険箇所の調査（砂防ボランティア協会）                      (4) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等）                      (5) 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）                      (6) 福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等）                      (7) 無線（アマチュア無線技士）                      (8) 特殊車両操作（大型重機等）                      (9) 通訳（語学）                      (10) 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等）                      (11) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（砂防ボランティア）                      (12) その他特殊な技術を有する者                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="152 708 1012 751" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活 動 内 容	専門ボランティア	(1) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2) 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） (3) 土砂災害危険箇所の調査（砂防ボランティア協会） (4) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等） (5) 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (6) 福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等） (7) 無線（アマチュア無線技士） (8) 特殊車両操作（大型重機等） (9) 通訳（語学） (10) 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (11) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（砂防ボランティア） (12) その他特殊な技術を有する者	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1120 172 1305 220">区 分</th> <th data-bbox="1305 172 1980 220">活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 225 1305 735">専門ボランティア</td> <td data-bbox="1305 225 1980 735">                     (1) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）                      (2) 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士）                      (3) <u>宅地危険度判定（被災宅地危険度判定士）</u>                      (4) 土砂災害危険箇所の調査（<u>防災</u>・砂防ボランティア協会）                      (5) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等）                      (6) 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）                      (7) 福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等）                      (8) 無線（アマチュア無線技士）                      (9) 特殊車両操作（大型重機等）                      (10) 通訳（語学）                      (11) 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等）                      (12) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（<u>防災</u>・砂防ボランティア）                      (13) その他特殊な技術を有する者                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1120 740 1980 783" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活 動 内 容	専門ボランティア	(1) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2) 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） (3) <u>宅地危険度判定（被災宅地危険度判定士）</u> (4) 土砂災害危険箇所の調査（ <u>防災</u> ・砂防ボランティア協会） (5) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等） (6) 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (7) 福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等） (8) 無線（アマチュア無線技士） (9) 特殊車両操作（大型重機等） (10) 通訳（語学） (11) 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (12) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（ <u>防災</u> ・砂防ボランティア） (13) その他特殊な技術を有する者	(略)		<p>専門ボランティアを追加</p> <p>語句の修正</p>
区 分	活 動 内 容														
専門ボランティア	(1) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2) 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） (3) 土砂災害危険箇所の調査（砂防ボランティア協会） (4) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等） (5) 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (6) 福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等） (7) 無線（アマチュア無線技士） (8) 特殊車両操作（大型重機等） (9) 通訳（語学） (10) 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (11) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（砂防ボランティア） (12) その他特殊な技術を有する者														
(略)															
区 分	活 動 内 容														
専門ボランティア	(1) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2) 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） (3) <u>宅地危険度判定（被災宅地危険度判定士）</u> (4) 土砂災害危険箇所の調査（ <u>防災</u> ・砂防ボランティア協会） (5) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等） (6) 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (7) 福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等） (8) 無線（アマチュア無線技士） (9) 特殊車両操作（大型重機等） (10) 通訳（語学） (11) 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (12) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（ <u>防災</u> ・砂防ボランティア） (13) その他特殊な技術を有する者														
(略)															
	<p><b>第2節 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1項 活動体制</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="116 906 409 954"><b>第1項 県の活動体制</b></td> <td data-bbox="409 906 969 954">県（消防防災課、関係各所属）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="116 959 969 991" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	<b>第1項 県の活動体制</b>	県（消防防災課、関係各所属）	(略)		<p><b>第2節 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1項 活動体制</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1084 906 1377 954"><b>第1項 県の活動体制</b></td> <td data-bbox="1377 906 1937 954">県（消防防災課、関係各所属）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1084 959 1937 991" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	<b>第1項 県の活動体制</b>	県（消防防災課、関係各所属）	(略)						
<b>第1項 県の活動体制</b>	県（消防防災課、関係各所属）														
(略)															
<b>第1項 県の活動体制</b>	県（消防防災課、関係各所属）														
(略)															



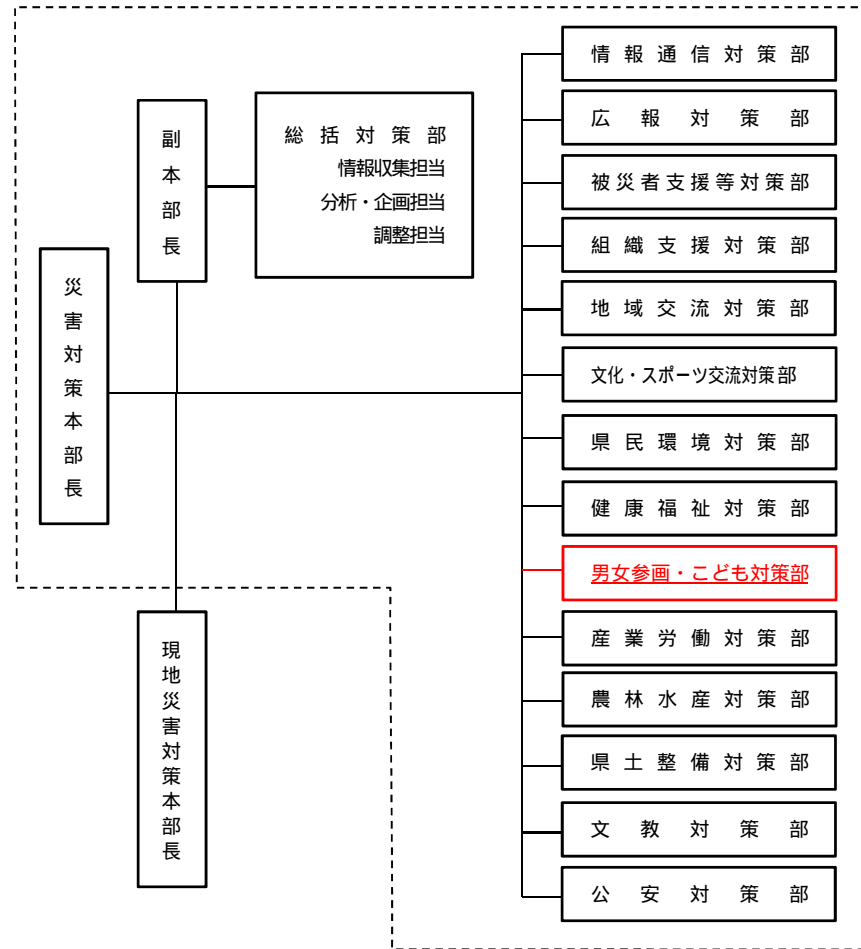
頁	修正前	修正後	備考
---	-----	-----	----

109

【災害対策本部の組織、対策の検討・実施体制】

**災害対策本部**

(災害対応として取り組む方針や方向性の決定、実施部門(平時組織)へのミッションの付与 等)

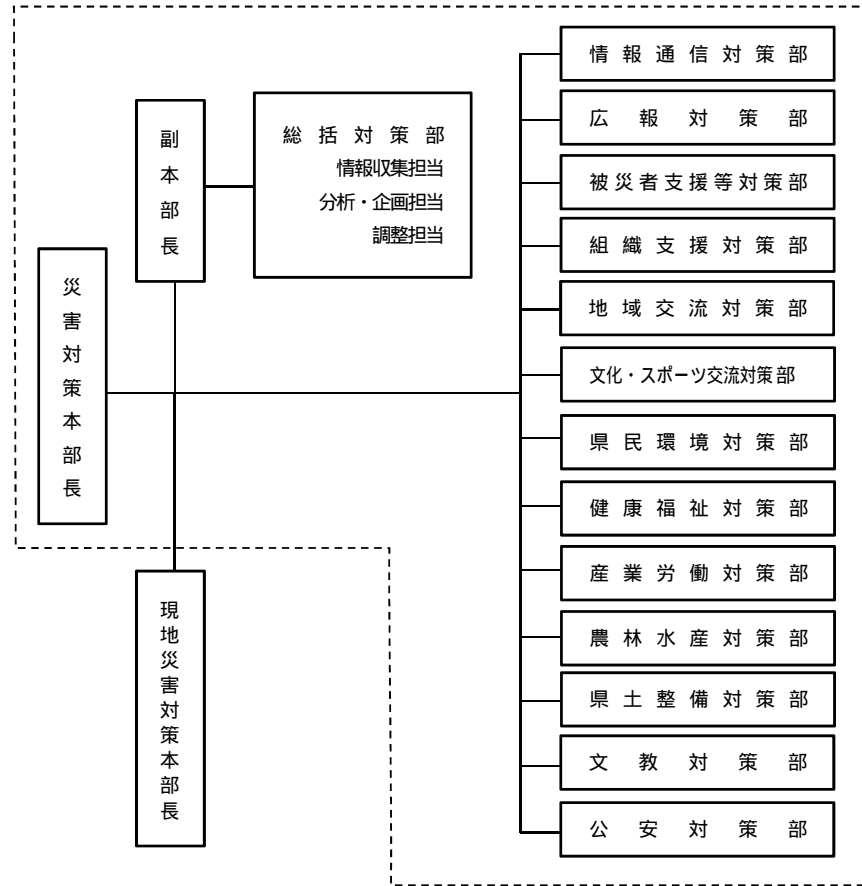


(略)

【災害対策本部の組織、対策の検討・実施体制】

**災害対策本部**

(災害対応として取り組む方針や方向性の決定、実施部門(平時組織)へのミッションの付与 等)



(略)

組織体制の見直し

頁	修正前	修正後	備考																																				
	(災害対策本部の配備体制、所掌事務) (略)	(災害対策本部の配備体制、所掌事務) (略)																																					
110	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部 対策部長</th> <th>対策部長の 担任意務</th> <th>左の主な内容</th> <th>関係(対応)課 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括対策部 防災監</td> <td>災害対策の総括 危機管理・報 道局長  総括対策部 に、<u>各対策本部</u> から、原則とし て副部長級職員 1名及び課長級 職員1名、その 他職員1名を配 置。 (所属は総括対 策部とする。)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係(対応)課 等	総括対策部 防災監	災害対策の総括 危機管理・報 道局長  総括対策部 に、 <u>各対策本部</u> から、原則とし て副部長級職員 1名及び課長級 職員1名、その 他職員1名を配 置。 (所属は総括対 策部とする。)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部 対策部長</th> <th>対策部長の 担任意務</th> <th>左の主な内容</th> <th>関係(対応)課 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括対策部 防災監</td> <td>災害対策の総括 危機管理・報 道局長  総括対策部 に、<u>各対策部</u> から、原則とし て副部長級職員 1名及び課長級 職員1名、その 他職員1名を配 置。 (所属は総括対 策部とする。)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係(対応)課 等	総括対策部 防災監	災害対策の総括 危機管理・報 道局長  総括対策部 に、 <u>各対策部</u> から、原則とし て副部長級職員 1名及び課長級 職員1名、その 他職員1名を配 置。 (所属は総括対 策部とする。)	(略)	(略)	誤記の修正																				
対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係(対応)課 等																																				
総括対策部 防災監	災害対策の総括 危機管理・報 道局長  総括対策部 に、 <u>各対策本部</u> から、原則とし て副部長級職員 1名及び課長級 職員1名、その 他職員1名を配 置。 (所属は総括対 策部とする。)	(略)	(略)																																				
対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係(対応)課 等																																				
総括対策部 防災監	災害対策の総括 危機管理・報 道局長  総括対策部 に、 <u>各対策部</u> から、原則とし て副部長級職員 1名及び課長級 職員1名、その 他職員1名を配 置。 (所属は総括対 策部とする。)	(略)	(略)																																				
115	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉対 策部  健康福祉 部長</td> <td>対策部内の被 害とりまとめ 及び応急対策 の連絡調整 福祉課長</td> <td>・対策部内 (<u>男女参画・子ども対策部含む</u>) の被 害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整 に関する事</td> <td>福祉課</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>医療対策 医務課長</td> <td></td> <td>・<u>医療救護班の編成及び派遣並びに</u>被災者の救護 に関する事 ・被災者の救護(助産を含む。)に関する事 ・<u>他都道府県、国</u>への医療従事者(DMAT含む。) の派遣要請に関する事 ・団体(医師会、NHO等)への医療従事者の派遣 要請に関する事 ・医療機関への医療活動情報の提供に関する事 ・<u>ボランティア(医療支援)</u>に関する事</td> <td>福祉課 医務課</td> </tr> </tbody> </table>	(略)				健康福祉対 策部  健康福祉 部長	対策部内の被 害とりまとめ 及び応急対策 の連絡調整 福祉課長	・対策部内 ( <u>男女参画・子ども対策部含む</u> ) の被 害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整 に関する事	福祉課	(略)				医療対策 医務課長		・ <u>医療救護班の編成及び派遣並びに</u> 被災者の救護 に関する事 ・被災者の救護(助産を含む。)に関する事 ・ <u>他都道府県、国</u> への医療従事者(DMAT含む。) の派遣要請に関する事 ・団体(医師会、NHO等)への医療従事者の派遣 要請に関する事 ・医療機関への医療活動情報の提供に関する事 ・ <u>ボランティア(医療支援)</u> に関する事	福祉課 医務課	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉対 策部  健康福祉 部長 <u>(正)</u> <u>男女参 画・こ ども局 長(副)</u></td> <td>対策部内の被 害とりまとめ 及び応急対策 の連絡調整 福祉課長</td> <td>・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策 の連絡調整に関する事</td> <td>福祉課</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>保健医療活動 の総合調整 医療統括監</u></td> <td>・<u>保健医療調整本部の設置他、保健医療活動の総 合調整に関する事</u> ・<u>災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等他 都道府県への支援チームの派遣要請等、外部か らの保健医療福祉に関する支援者(医療等ボラ ンティアを含む)に関する事</u></td> <td>福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 国民健康保険課 健康増進課 薬務課 生活衛生課 子ども家庭課</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>医療対策 医務課長</td> <td></td> <td>・<u>保健医療活動チーム</u>の派遣調整及び被災者の救 護に関する事 ・被災者の救護(助産を含む。)に関する事 ・国への医療従事者(DMAT含む。)の派遣要請に 関する事 ・団体(医師会、NHO等)への医療従事者の派遣 要請に関する事 ・医療機関への医療活動情報の提供に関する事 ・ドクターヘリの運航に関する事</td> <td>医務課</td> </tr> </tbody> </table>	(略)				健康福祉対 策部  健康福祉 部長 <u>(正)</u> <u>男女参 画・こ ども局 長(副)</u>	対策部内の被 害とりまとめ 及び応急対策 の連絡調整 福祉課長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策 の連絡調整に関する事	福祉課		<u>保健医療活動 の総合調整 医療統括監</u>	・ <u>保健医療調整本部の設置他、保健医療活動の総 合調整に関する事</u> ・ <u>災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等他 都道府県への支援チームの派遣要請等、外部か らの保健医療福祉に関する支援者(医療等ボラ ンティアを含む)に関する事</u>	福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 国民健康保険課 健康増進課 薬務課 生活衛生課 子ども家庭課	(略)				医療対策 医務課長		・ <u>保健医療活動チーム</u> の派遣調整及び被災者の救 護に関する事 ・被災者の救護(助産を含む。)に関する事 ・国への医療従事者(DMAT含む。)の派遣要請に 関する事 ・団体(医師会、NHO等)への医療従事者の派遣 要請に関する事 ・医療機関への医療活動情報の提供に関する事 ・ドクターヘリの運航に関する事	医務課	組織体制の見 直し
(略)																																							
健康福祉対 策部  健康福祉 部長	対策部内の被 害とりまとめ 及び応急対策 の連絡調整 福祉課長	・対策部内 ( <u>男女参画・子ども対策部含む</u> ) の被 害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整 に関する事	福祉課																																				
(略)																																							
医療対策 医務課長		・ <u>医療救護班の編成及び派遣並びに</u> 被災者の救護 に関する事 ・被災者の救護(助産を含む。)に関する事 ・ <u>他都道府県、国</u> への医療従事者(DMAT含む。) の派遣要請に関する事 ・団体(医師会、NHO等)への医療従事者の派遣 要請に関する事 ・医療機関への医療活動情報の提供に関する事 ・ <u>ボランティア(医療支援)</u> に関する事	福祉課 医務課																																				
(略)																																							
健康福祉対 策部  健康福祉 部長 <u>(正)</u> <u>男女参 画・こ ども局 長(副)</u>	対策部内の被 害とりまとめ 及び応急対策 の連絡調整 福祉課長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策 の連絡調整に関する事	福祉課																																				
	<u>保健医療活動 の総合調整 医療統括監</u>	・ <u>保健医療調整本部の設置他、保健医療活動の総 合調整に関する事</u> ・ <u>災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等他 都道府県への支援チームの派遣要請等、外部か らの保健医療福祉に関する支援者(医療等ボラ ンティアを含む)に関する事</u>	福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 国民健康保険課 健康増進課 薬務課 生活衛生課 子ども家庭課																																				
(略)																																							
医療対策 医務課長		・ <u>保健医療活動チーム</u> の派遣調整及び被災者の救 護に関する事 ・被災者の救護(助産を含む。)に関する事 ・国への医療従事者(DMAT含む。)の派遣要請に 関する事 ・団体(医師会、NHO等)への医療従事者の派遣 要請に関する事 ・医療機関への医療活動情報の提供に関する事 ・ドクターヘリの運航に関する事	医務課																																				

頁	修正前	修正後	備考																																								
116	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ドクターヘリの運航に関すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>男女参画・ こども対策 部</u> <u>男女参 画・こど も局長</u></td> <td>こども、妊産婦 等対策 男女参画・こ ども局副局 長</td> <td>・こども、妊産婦、乳児に対する対策に関するこ と</td> <td>こども未来課 こども家庭課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>			・ドクターヘリの運航に関すること				(略)		<u>男女参画・ こども対策 部</u> <u>男女参 画・こど も局長</u>	こども、妊産婦 等対策 男女参画・こ ども局副局 長	・こども、妊産婦、乳児に対する対策に関するこ と	こども未来課 こども家庭課			(略)				(略)		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>こども、妊産婦 等対策 男女参画・こ ども局副局 長</td> <td>・こども、妊産婦、乳児に対する対策に関するこ と <u>(主として福祉関係)</u></td> <td>こども未来課 こども家庭課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>							(略)			こども、妊産婦 等対策 男女参画・こ ども局副局 長	・こども、妊産婦、乳児に対する対策に関するこ と <u>(主として福祉関係)</u>	こども未来課 こども家庭課			(略)				(略)		
		・ドクターヘリの運航に関すること																																									
		(略)																																									
<u>男女参画・ こども対策 部</u> <u>男女参 画・こど も局長</u>	こども、妊産婦 等対策 男女参画・こ ども局副局 長	・こども、妊産婦、乳児に対する対策に関するこ と	こども未来課 こども家庭課																																								
		(略)																																									
		(略)																																									
		(略)																																									
	こども、妊産婦 等対策 男女参画・こ ども局副局 長	・こども、妊産婦、乳児に対する対策に関するこ と <u>(主として福祉関係)</u>	こども未来課 こども家庭課																																								
		(略)																																									
		(略)																																									
123	<p><b>第2項 地震、津波の情報伝達</b></p> <p><b>第1 緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等</b></p> <p>佐賀地方気象台</p> <p>(略)</p> <p>1 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される 地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第2項 地震、津波の情報伝達</b></p> <p><b>第1 緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等</b></p> <p>佐賀地方気象台</p> <p>(略)</p> <p>1 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される 地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p><u>また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災無線等を通して住民に伝達される。</u></p> <p>(略)</p>	<p>文言の追加</p>																																								
124	<p>2 地震情報の種類とその内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震による揺れの<b>発生</b>時刻を発表。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><u>[追加]</u></p>	地震情報の種類	内容	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震による揺れの <b>発生</b> 時刻を発表。		(略)	<p>2 地震情報の種類とその内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震による揺れの<b>検知</b>時刻を発表。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3 地震活動に関する解説資料等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>地震解説資料（速報版）</u></td> <td><u>以下のいずれかを満たした場合</u> <u>・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</u> <u>・震度4以上</u> <u>（但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</u></td> <td><u>地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料</u></td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	内容	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震による揺れの <b>検知</b> 時刻を発表。		(略)	解説資料等の種類	発表基準	内容	<u>地震解説資料（速報版）</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> <u>・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</u> <u>・震度4以上</u> <u>（但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</u>	<u>地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料</u>	<p>語句の修正</p>																						
地震情報の種類	内容																																										
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震による揺れの <b>発生</b> 時刻を発表。																																										
	(略)																																										
地震情報の種類	内容																																										
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震による揺れの <b>検知</b> 時刻を発表。																																										
	(略)																																										
解説資料等の種類	発表基準	内容																																									
<u>地震解説資料（速報版）</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> <u>・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</u> <u>・震度4以上</u> <u>（但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</u>	<u>地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料</u>																																									

頁	修正前	修正後	備考																		
127	<p><u>3</u> 大津波警報・津波警報・津波注意報 (略)</p> <p><u>4</u> 津波情報の種類とその内容 (略)</p> <div data-bbox="129 772 981 1123" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>( *1 ) (略)</p> <p>( *2 ) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <p>(略)</p> <p>沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容</p> <table border="1" data-bbox="168 1010 952 1107"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>沿岸で推定される津波の高さ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p><u>5</u> 津波予報 (略)</p>	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容	(略)			<table border="1" data-bbox="1099 172 2020 552"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>地震解説資料</u> (詳細版)</td> <td style="width: 40%;"><u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度5弱以上 ・社会的に関心の高い地震が発生</td> <td style="width: 40%;">地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料</td> </tr> <tr> <td><u>管内地震活動図</u></td> <td>・定期（毎月初旬）</td> <td>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料</td> </tr> </table> <p><u>4</u> 大津波警報・津波警報・津波注意報 (略)</p> <p><u>5</u> 津波情報の種類とその内容 (略)</p> <div data-bbox="1099 772 2033 1209" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>( *1 ) (略)</p> <p>( *2 ) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <p>(略)</p> <p>沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容</p> <table border="1" data-bbox="1137 1010 1921 1107"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>沿岸で推定される津波の高さ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; font-size: small;">沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。</p> </div> <p><u>6</u> 津波予報 (略)</p>	<u>地震解説資料</u> (詳細版)	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度5弱以上 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料	<u>管内地震活動図</u>	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容	(略)			<p>注釈の追加</p>
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容																			
(略)																					
<u>地震解説資料</u> (詳細版)	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度5弱以上 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料																			
<u>管内地震活動図</u>	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料																			
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容																			
(略)																					

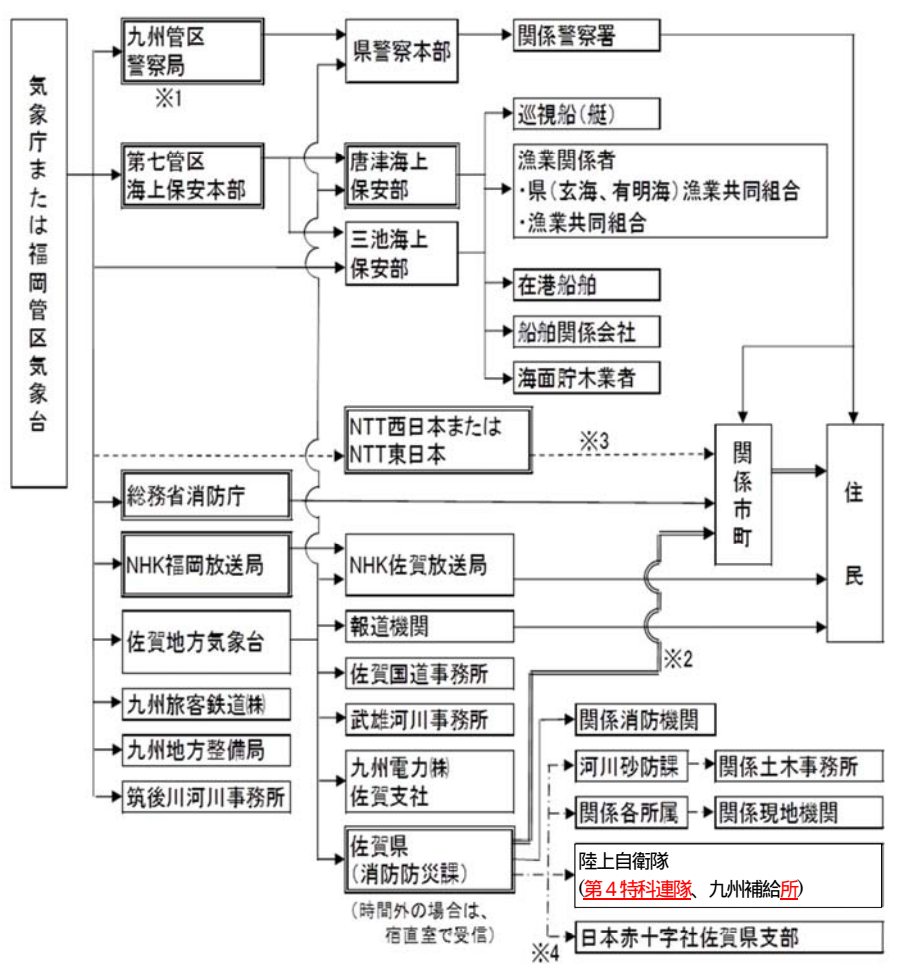
頁	修正前	修正後	備考
---	-----	-----	----

129

第2 情報の伝達	防災関係機関、 県（消防防災課）
----------	---------------------

(略)

【大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達】

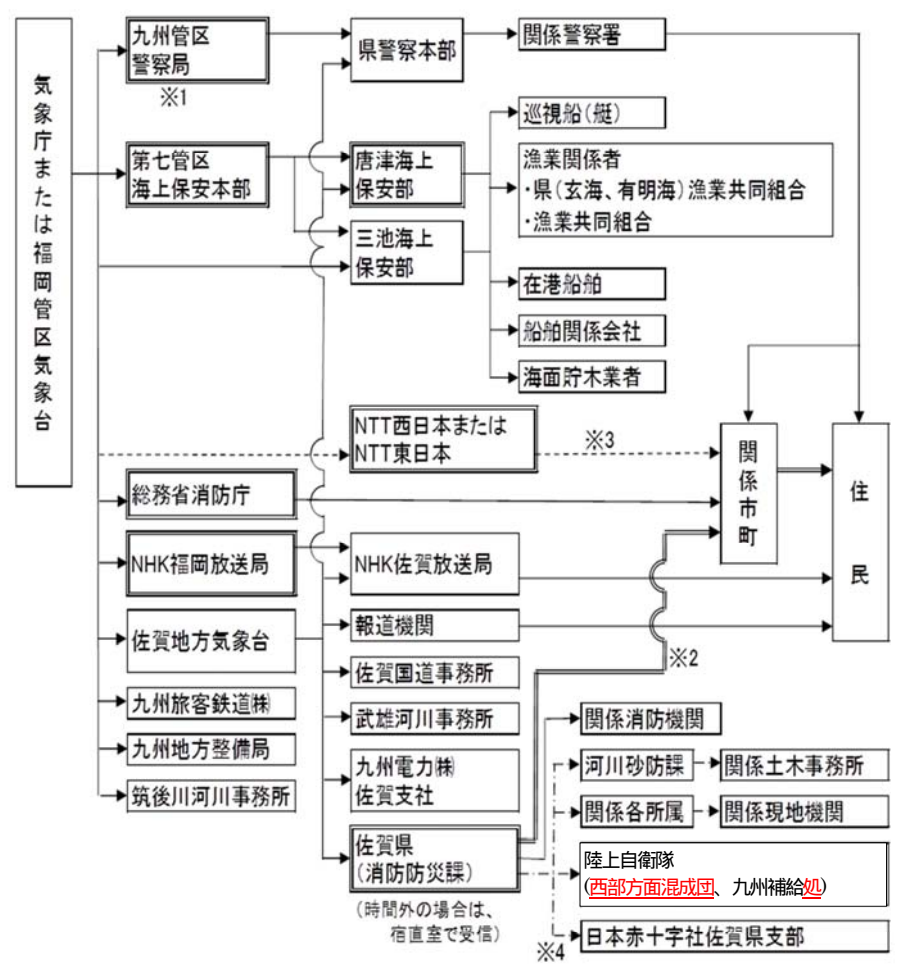


(略)

第2 情報の伝達	防災関係機関、 県（消防防災課）
----------	---------------------

(略)

【大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達】



(略)

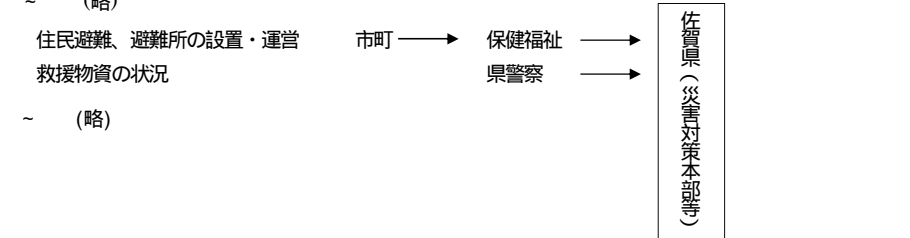
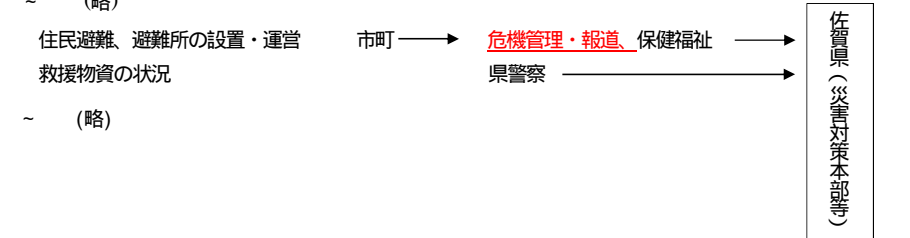
組織変更を反映

誤記の修正

頁	修正前	修正後	備考
130	<p>【1】</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>組織変更を反映</p>



頁	修正前	修正後	備考
131			
131	<p><b>第3 関係機関による措置事項</b> 佐賀地方気象台、県警察、市町、消防機関、海上保安部、西日本電信電話株式会社、県（消防防災課、河川砂防課）</p>	<p><b>第3 関係機関による措置事項</b> 佐賀地方気象台、県警察、市町、消防機関、海上保安部、西日本電信電話株式会社、県（消防防災課、河川砂防課）</p>	
132	<p>1 気象台 (1)～(3) (略) (4) <del>警報、土砂災害警戒情報</del>等の発表基準の引き下げ 佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、<del>警報、土砂災害警戒情報</del>等の発表基準の引下げを実施するものとする。</p>	<p>1 気象台 (1)～(3) (略) (4) 警報等の発表基準の引き下げ 佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、<del>土砂災害警戒情報、大雨警報・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報</del>の発表基準の引下げを実施するものとする。</p>	第2編の記載に合わせる
132	<p>2 県 (1)～(4) (略) (5) <del>警報、土砂災害警戒情報</del>等の発表基準の引き下げ 佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、<del>警報、土砂災害警戒情報</del>等の発表基準の引下げを実施するものとする。</p>	<p>2 県 (1)～(4) (略) (5) 警報等の発表基準の引き下げ 佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、<del>土砂災害警戒情報、大雨警報・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報</del>の発表基準の引下げを実施するものとする。</p>	
133	<p>3 (略)</p> <p>4 市町 (略) (1)～(2) (略) (3) 近地地震津波に対する自衛措置 ア 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表<del>以前</del>であっても津波が襲来するおそれがある。 (略) (ア) 海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう<del>避難準備・高齢者等避難開始、勧告、</del>指示（緊急）を行う。</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 市町 (略) (1)～(2) (略) (3) 近地地震津波に対する自衛措置 ア 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表<del>前</del>であっても津波が襲来するおそれがある。 (略) (ア) 海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう指示（緊急）を行う。</p>	語句の修正
133	<p>(1) (略) イ～エ (略)</p>	<p>(1) (略) イ～エ (略)</p>	文言の修正

頁	修正前	修正後	備考				
138	<p><b>第3項 災害情報の収集・連絡、報告</b></p> <table border="1" data-bbox="118 343 1025 422"> <tr> <td><b>第3項 災害情報の連絡方法</b></td> <td>防災関係機関、 県（消防防災課）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">【情報収集・連絡系統図】</p> <p>&lt;被害・対策の状況&gt; ～ (略)</p> <p>住民避難、避難所の設置・運営 救助物資の状況</p> <p>～ (略)</p>  <pre> graph LR     A[市町] --&gt; B[保健福祉]     A --&gt; C[県警察]     B --&gt; D[佐賀県(災害対策本部等)]     C --&gt; D     </pre>	<b>第3項 災害情報の連絡方法</b>	防災関係機関、 県（消防防災課）	<p><b>第3項 災害情報の収集・連絡、報告</b></p> <table border="1" data-bbox="1086 343 1993 422"> <tr> <td><b>第3項 災害情報の連絡方法</b></td> <td>防災関係機関、 県（消防防災課）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">【情報収集・連絡系統図】</p> <p>&lt;被害・対策の状況&gt; ～ (略)</p> <p>住民避難、避難所の設置・運営 救助物資の状況</p> <p>～ (略)</p>  <pre> graph LR     A[市町] --&gt; B[危機管理・報道]     A --&gt; C[保健福祉]     A --&gt; D[県警察]     B --&gt; E[佐賀県(災害対策本部等)]     C --&gt; E     D --&gt; E     </pre>	<b>第3項 災害情報の連絡方法</b>	防災関係機関、 県（消防防災課）	<p>対応する部局の修正</p>
<b>第3項 災害情報の連絡方法</b>	防災関係機関、 県（消防防災課）						
<b>第3項 災害情報の連絡方法</b>	防災関係機関、 県（消防防災課）						
139	<p><b>第4 被害状況等の報告</b></p> <table border="1" data-bbox="118 837 1025 917"> <tr> <td><b>第4 被害状況等の報告</b></td> <td>防災関係機関、市町、 県（消防防災課）</td> </tr> </table> <p>県、市町及び消防機関は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防防第267号）に基づき、国に対し、被害状況等を報告する。</p> <p>なお、<u>県は</u>、人的被害の数について、警察・消防など関係機関が把握している情報を積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。被害情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、国へ報告する。</p> <p>1～2 (略)</p>	<b>第4 被害状況等の報告</b>	防災関係機関、市町、 県（消防防災課）	<p><b>第4 被害状況等の報告</b></p> <table border="1" data-bbox="1086 837 1993 917"> <tr> <td><b>第4 被害状況等の報告</b></td> <td>防災関係機関、市町、 県（消防防災課）</td> </tr> </table> <p>県、市町及び消防機関は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防防第267号）に基づき、国に対し、被害状況等を報告する。</p> <p>なお、人的被害の数（<u>死者・行方不明者数をいう。</u>）については、<u>県が一元的に集約、調整を行う。</u>その際、<u>県は</u>、警察・消防など関係機関が把握している情報を積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。被害情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、国へ報告する。</p> <p><u>また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町と密接に連携しながら適切に行う。</u></p> <p>1～2 (略)</p>	<b>第4 被害状況等の報告</b>	防災関係機関、市町、 県（消防防災課）	<p>国の防災基本計画に合わせる</p>
<b>第4 被害状況等の報告</b>	防災関係機関、市町、 県（消防防災課）						
<b>第4 被害状況等の報告</b>	防災関係機関、市町、 県（消防防災課）						
	<p><b>第6項 自衛隊災害派遣要請計画</b></p> <table border="1" data-bbox="118 1316 1025 1396"> <tr> <td><b>第2 災害派遣要請の手続</b></td> <td>自衛隊、海上保安部、福岡空港事務所、市町、 県（消防防災課）</td> </tr> </table> <p>1 (略)</p> <p>2 要請先</p>	<b>第2 災害派遣要請の手続</b>	自衛隊、海上保安部、福岡空港事務所、市町、 県（消防防災課）	<p><b>第6項 自衛隊災害派遣要請計画</b></p> <table border="1" data-bbox="1086 1316 1993 1396"> <tr> <td><b>第2 災害派遣要請の手続</b></td> <td>自衛隊、海上保安部、福岡空港事務所、市町、 県（消防防災課）</td> </tr> </table> <p>1 (略)</p> <p>2 要請先</p>	<b>第2 災害派遣要請の手続</b>	自衛隊、海上保安部、福岡空港事務所、市町、 県（消防防災課）	<p>組織変更を反映</p>
<b>第2 災害派遣要請の手続</b>	自衛隊、海上保安部、福岡空港事務所、市町、 県（消防防災課）						
<b>第2 災害派遣要請の手続</b>	自衛隊、海上保安部、福岡空港事務所、市町、 県（消防防災課）						

頁	修正前	修正後	備考																																																																				
<p>148</p> <p>3 要請の手続 (略)</p> <p>149</p> <p>「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊の長一覧</p> <p>4 ~ 5 (略)</p>	<table border="1" data-bbox="161 172 786 357"> <tr> <th>区分</th> <th>部隊の長</th> <th>担任部署</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊</td> <td>第4特科連隊長</td> <td>第3科</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="136 560 967 890"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部隊の長</th> <th>住 所 (担任部署)</th> <th>電話番号</th> <th>災害派遣の担任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>第4特科連隊長</td> <td>久留米市国分町100 (連隊本部第3科)</td> <td>(0942) 43-5391</td> <td>佐賀県(鳥栖市、 神崎市、神埼郡、 三養基郡を除く)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	部隊の長	担任部署	陸上自衛隊	第4特科連隊長	第3科	(略)		(略)			区分	部隊の長	住 所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任	陸上自衛隊	(略)				第4特科連隊長	久留米市国分町100 (連隊本部第3科)	(0942) 43-5391	佐賀県(鳥栖市、 神崎市、神埼郡、 三養基郡を除く)	(略)				(略)					<table border="1" data-bbox="1131 172 1756 357"> <tr> <th>区分</th> <th>部隊の長</th> <th>担任部署</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊</td> <td>西部方面混成団長</td> <td>訓練科</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>3 要請の手続 (略)</p> <p>「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊の長一覧</p> <table border="1" data-bbox="1106 560 1937 890"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部隊の長</th> <th>住 所 (担任部署)</th> <th>電話番号</th> <th>災害派遣の担任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>西部方面混成団長</td> <td>久留米市国分町100 (混成団本部訓練科)</td> <td>(0942) 43-5391</td> <td>佐賀県(鳥栖市、 神崎市、神埼郡、 三養基郡を除く)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 ~ 5 (略)</p>	区分	部隊の長	担任部署	陸上自衛隊	西部方面混成団長	訓練科	(略)		(略)			区分	部隊の長	住 所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任	陸上自衛隊	(略)				西部方面混成団長	久留米市国分町100 (混成団本部訓練科)	(0942) 43-5391	佐賀県(鳥栖市、 神崎市、神埼郡、 三養基郡を除く)	(略)				(略)					
区分	部隊の長	担任部署																																																																					
陸上自衛隊	第4特科連隊長	第3科																																																																					
	(略)																																																																						
(略)																																																																							
区分	部隊の長	住 所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任																																																																			
陸上自衛隊	(略)																																																																						
	第4特科連隊長	久留米市国分町100 (連隊本部第3科)	(0942) 43-5391	佐賀県(鳥栖市、 神崎市、神埼郡、 三養基郡を除く)																																																																			
	(略)																																																																						
(略)																																																																							
区分	部隊の長	担任部署																																																																					
陸上自衛隊	西部方面混成団長	訓練科																																																																					
	(略)																																																																						
(略)																																																																							
区分	部隊の長	住 所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任																																																																			
陸上自衛隊	(略)																																																																						
	西部方面混成団長	久留米市国分町100 (混成団本部訓練科)	(0942) 43-5391	佐賀県(鳥栖市、 神崎市、神埼郡、 三養基郡を除く)																																																																			
	(略)																																																																						
(略)																																																																							
<p>156</p>	<p><b>第7項 応援協力体制</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第7項 応援協力体制</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、<u>実効性の確保に努め</u>、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>国の防災基本計画の修正を受けて</p>																																																																				
<p>163</p>	<p><b>第3 応援協定</b></p> <p>市町、消防機関、 県( <u>広報広聴課、危機管理・報道課、消防防災課、新幹線・地域交通課、循環型社会推進課、福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、薬務課、産業企画課、経営支援課、県土企画課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課、総務事務センター</u> )</p> <p>(略)</p>	<p><b>第3 応援協定</b></p> <p>市町、消防機関、 県( <u>各協定の担当所属</u> )</p> <p>(略)</p>	<p>表記の簡略化</p>																																																																				

頁	修正前	修正後	備考																																																																																				
164	<p><u>〔追加〕</u></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第4</b> 派遣職員にかかる身分、給与等</td> <td>県（人事課）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td><b>第5</b> 受援のための措置</td> <td>市町、防災関係機関、 県（消防防災課、関係各所属）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	<b>第4</b> 派遣職員にかかる身分、給与等	県（人事課）	(略)		<b>第5</b> 受援のための措置	市町、防災関係機関、 県（消防防災課、関係各所属）	(略)		<table border="1"> <tr> <td><b>第4</b> 国の制度に基づく保健医療活動の受援</td> <td>県（福祉課）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保健医療活動の総合調整機能を強化する必要がある場合には、厚生労働省が定めた災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等県外の都道府県からの人的支援を求める。</td> </tr> <tr> <td><b>第5</b> 派遣職員にかかる身分、給与等</td> <td>県（人事課）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td><b>第6</b> 受援のための措置</td> <td>市町、防災関係機関、 県（消防防災課、関係各所属）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	<b>第4</b> 国の制度に基づく保健医療活動の受援	県（福祉課）	保健医療活動の総合調整機能を強化する必要がある場合には、厚生労働省が定めた災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等県外の都道府県からの人的支援を求める。		<b>第5</b> 派遣職員にかかる身分、給与等	県（人事課）	(略)		<b>第6</b> 受援のための措置	市町、防災関係機関、 県（消防防災課、関係各所属）	(略)		項目の追加																																																																
<b>第4</b> 派遣職員にかかる身分、給与等	県（人事課）																																																																																						
(略)																																																																																							
<b>第5</b> 受援のための措置	市町、防災関係機関、 県（消防防災課、関係各所属）																																																																																						
(略)																																																																																							
<b>第4</b> 国の制度に基づく保健医療活動の受援	県（福祉課）																																																																																						
保健医療活動の総合調整機能を強化する必要がある場合には、厚生労働省が定めた災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等県外の都道府県からの人的支援を求める。																																																																																							
<b>第5</b> 派遣職員にかかる身分、給与等	県（人事課）																																																																																						
(略)																																																																																							
<b>第6</b> 受援のための措置	市町、防災関係機関、 県（消防防災課、関係各所属）																																																																																						
(略)																																																																																							
165	<p><b>第8項 通信計画</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第1</b> 多様な通信手段の利用</td> <td>防災関係機関、市町、 県（危機管理・報道課、消防防災課、資産活用課）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p>1 県防災行政無線 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 機関名</th> <th colspan="2">接続回線</th> <th colspan="4">通信内容</th> <th rowspan="2">県庁から 一斉指令 可能</th> </tr> <tr> <th>地上系 無線</th> <th>有線 (注1)</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> <th>映像 (注2)</th> <th>防災 データ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="7">(略)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊(第4特科連隊、九州補給処) 唐津海上保安部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2～10 (略)</p>	<b>第1</b> 多様な通信手段の利用	防災関係機関、市町、 県（危機管理・報道課、消防防災課、資産活用課）	(略)		区分 機関名	接続回線		通信内容				県庁から 一斉指令 可能	地上系 無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災 データ		(略)							陸上自衛隊(第4特科連隊、九州補給処) 唐津海上保安部								(略)								<p><b>第8項 通信計画</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第1</b> 多様な通信手段の利用</td> <td>防災関係機関、市町、 県（危機管理・報道課、消防防災課、資産活用課）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p>1 県防災行政無線 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 機関名</th> <th colspan="2">接続回線</th> <th colspan="4">通信内容</th> <th rowspan="2">県庁から 一斉指令 可能</th> </tr> <tr> <th>地上系 無線</th> <th>有線 (注1)</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> <th>映像 (注2)</th> <th>防災 データ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="7">(略)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊(西部方面混成団、九州補給処) 唐津海上保安部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2～10 (略)</p>	<b>第1</b> 多様な通信手段の利用	防災関係機関、市町、 県（危機管理・報道課、消防防災課、資産活用課）	(略)		区分 機関名	接続回線		通信内容				県庁から 一斉指令 可能	地上系 無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災 データ		(略)							陸上自衛隊(西部方面混成団、九州補給処) 唐津海上保安部								(略)								組織変更を反映
<b>第1</b> 多様な通信手段の利用	防災関係機関、市町、 県（危機管理・報道課、消防防災課、資産活用課）																																																																																						
(略)																																																																																							
区分 機関名	接続回線		通信内容				県庁から 一斉指令 可能																																																																																
	地上系 無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災 データ																																																																																	
	(略)																																																																																						
陸上自衛隊(第4特科連隊、九州補給処) 唐津海上保安部																																																																																							
(略)																																																																																							
<b>第1</b> 多様な通信手段の利用	防災関係機関、市町、 県（危機管理・報道課、消防防災課、資産活用課）																																																																																						
(略)																																																																																							
区分 機関名	接続回線		通信内容				県庁から 一斉指令 可能																																																																																
	地上系 無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災 データ																																																																																	
	(略)																																																																																						
陸上自衛隊(西部方面混成団、九州補給処) 唐津海上保安部																																																																																							
(略)																																																																																							
168	<table border="1"> <tr> <td><b>第2</b> 通信施設の応急復旧</td> <td>専用通信設備を有する防災関係機関、県警察、電気通信事業者、放送事業者、 県（消防防災課）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 一般加入電話</td> </tr> </table>	<b>第2</b> 通信施設の応急復旧	専用通信設備を有する防災関係機関、県警察、電気通信事業者、放送事業者、 県（消防防災課）	1 一般加入電話		<table border="1"> <tr> <td><b>第2</b> 通信施設の応急復旧</td> <td>専用通信設備を有する防災関係機関、県警察、電気通信事業者、放送事業者、 県（消防防災課）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 一般加入電話</td> </tr> </table>	<b>第2</b> 通信施設の応急復旧	専用通信設備を有する防災関係機関、県警察、電気通信事業者、放送事業者、 県（消防防災課）	1 一般加入電話		国の防災基本計画に合わせる																																																																												
<b>第2</b> 通信施設の応急復旧	専用通信設備を有する防災関係機関、県警察、電気通信事業者、放送事業者、 県（消防防災課）																																																																																						
1 一般加入電話																																																																																							
<b>第2</b> 通信施設の応急復旧	専用通信設備を有する防災関係機関、県警察、電気通信事業者、放送事業者、 県（消防防災課）																																																																																						
1 一般加入電話																																																																																							

頁	修正前	修正後	備考				
	<p>電気通信事業者は、<u>地震災害が発生した場合は、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等の迅速に復旧するため、被害状況・疎通状況及び停電状況等の情報を収集し、応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。</u></p> <p>2～3（略）</p>	<p>電気通信事業者は、<u>災害時において、国、県、市町等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。</u></p> <p><u>また、被災した電気通信設備等の迅速に復旧するため、被害状況・疎通状況及び停電状況等の情報を収集し、応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。</u></p> <p>2～3（略）</p>					
172	<p><b>第10項 医療活動計画</b></p> <p>地震により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、市町、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び郡市医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。その具体的な手順は、別に定める「災害時医療救護マニュアル」を基本とする。</p> <p><u>また、県は、医療ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。</u></p> <table border="1" data-bbox="116 683 1025 826"> <tr> <td data-bbox="116 683 427 826"><b>第1 医療活動</b></td> <td data-bbox="427 683 1025 826">国、自衛隊、海上保安部、県警察、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、その他医療関係機関、市町 県（消防防災課、医務課、障害福祉課、健康増進課、人事課）</td> </tr> </table> <p><u>〔追加〕</u></p>	<b>第1 医療活動</b>	国、自衛隊、海上保安部、県警察、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、その他医療関係機関、市町 県（消防防災課、医務課、障害福祉課、健康増進課、人事課）	<p><b>第10項 保健医療活動計画</b></p> <p>地震により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、市町、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び郡市医師会等は、相互に協力し、迅速かつ確<u>で効率的な保健医療活動</u>を実施する。その具体的な<u>活動及び手順は、別に定める「佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領」及び</u>「災害時医療救護マニュアル」を基本とする。</p> <table border="1" data-bbox="1086 683 1995 826"> <tr> <td data-bbox="1086 683 1397 826"><b>第1 保健医療活動</b></td> <td data-bbox="1397 683 1995 826">国、自衛隊、海上保安部、県警察、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、その他医療関係機関、市町 県（消防防災課、医務課、障害福祉課、健康増進課、人事課）</td> </tr> </table> <p><u>1 保健医療活動の総合調整について</u></p> <p><u>(1) 保健医療調整本部等の設置</u></p> <p><u>県は、傷病者の数、避難者の数、避難期間等から保健医療活動の総合調整を行う必要があると判断したときは、健康福祉部に保健医療調整本部を設置し、また被災地を所管する保健福祉事務所管内に現地保健医療調整本部を設置する。</u></p> <p><u>(2) 保健医療調整本部による保健医療活動の総合調整</u></p> <p><u>保健医療調整本部を設置した場合は、保健医療調整本部において、保健医療活動チーム（ドクターヘリを含む。）の派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 保健医療調整本部の機能等について</u></p> <p><u>保健医療調整本部は、県地域防災計画に定められた健康福祉対策部の役割のうち、医療（支援者）との連携が必要な事項、並びに避難所における保健医療ニーズ等の収集、整理・分析及び対応など、所管課のみでは対応が困難であり、他課若しくは外部からの支援を受けて対応する必要がある事項又は部全体の共通課題として情報共有が必要な事項等について所掌する。</u></p> <p><u>(4) 保健医療調整本部等の設置場所について</u></p> <p><u>保健医療調整本部は正庁に、また現地保健医療調整本部は原則として保健福祉事務所（保健所）に設置する。なお、急性期において医療（支援者）の活動拠点が災害拠点病院等におかれた場合には、リエゾン（情報連絡員）の派遣等により連携に努めることとする。</u></p>	<b>第1 保健医療活動</b>	国、自衛隊、海上保安部、県警察、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、その他医療関係機関、市町 県（消防防災課、医務課、障害福祉課、健康増進課、人事課）	<p>保健医療活動の総合調整についての記載を追加し、記載内容を全面的に直し</p>
<b>第1 医療活動</b>	国、自衛隊、海上保安部、県警察、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、その他医療関係機関、市町 県（消防防災課、医務課、障害福祉課、健康増進課、人事課）						
<b>第1 保健医療活動</b>	国、自衛隊、海上保安部、県警察、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、その他医療関係機関、市町 県（消防防災課、医務課、障害福祉課、健康増進課、人事課）						

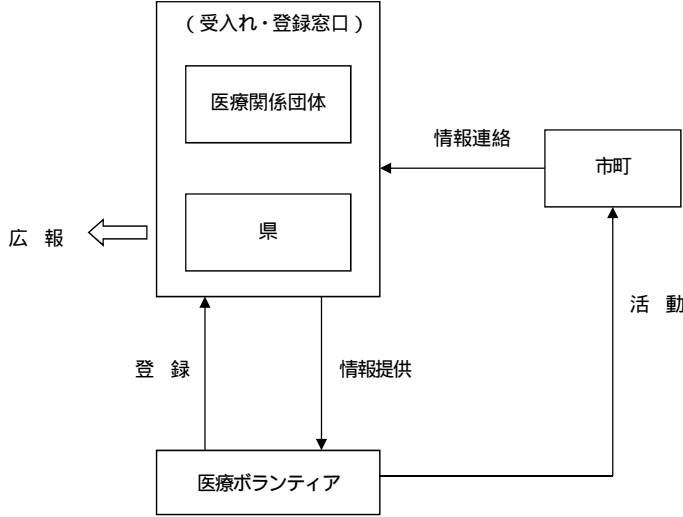
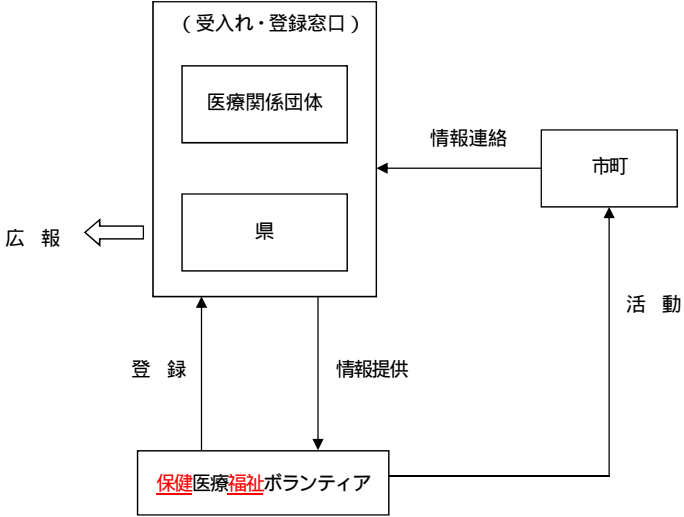
頁	修正前	修正後	備考																															
173	<p><u>1</u> 医療機関における医療活動の確保 (略)</p> <p><u>2</u> 救護所の設置、運営 (1) 設置 市町は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難場所、避難所、市町保健センター又は適当な場所に、救護所を設置するものとし、必要と認める場合は、県に対し、<u>所轄の保健福祉事務所又は適当な場所に、救護所を設置してもらうよう要請する。</u> 県は、市町から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、<u>被災地を所轄する保健福祉事務所又は適当な場所に、救護所を設置する。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p><u>2</u> 医療機関における医療活動の確保 (略)</p> <p><u>3</u> 救護所の設置、運営 (1) 設置 市町は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難場所、避難所、市町保健センター又は適当な場所に、救護所を設置するものとし、必要と認める場合は、県に対し、適当な場所に救護所を設置してもらうよう要請する。 県は、市町から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、適当な場所に救護所を設置する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>																																
174	<p><u>3</u> <u>医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。以下同じ。）の編成、派遣</u> <u>地震災害時の傷病者等に対する医療活動は、医療機関が行うか、又は各機関があらかじめ設置している次の医療救護班が、救護所等において実施する。</u></p> <p>(1) <u>県医療救護班</u> (2) <u>市町医療救護班</u> (3) <u>佐賀県医師会医療救護班</u> (4) <u>災害拠点病院医療救護班</u> (5) <u>独立行政法人国立病院機構医療救護班</u> (6) <u>国の医療救護班</u> (7) <u>日赤医療救護班</u> (8) <u>赤十字現地医療班</u></p> <p><u>被災市町は、地震により傷病者等が発生した場合は、速やかに、医療救護班を救護所に派遣し、医療活動に当たらせるとともに、これでは十分に対処できないと認める場合は、県に対し、医療救護班の派遣を要請する。</u> <u>県は、被災市町から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、要請を待たずに、あらかじめ設置している次の県医療救護班の中から適当と判断した班数を派遣する。</u> <u>県は、県医療救護班全部を派遣しても、十分に対処できないと認める場合は、県医師会に対し、医療救護班の派遣について協力を求めるとともに、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構及び国に対し、医療救護班の派遣を要請する。さらに、必要と認める場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請を行う。</u> <u>佐賀県医師会は、県と締結した「災害時における医療救護に関する協定書」の定めるところにより、医療救護班を派遣する。</u> <u>災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構及び国は、県から要請があった場合は、医療救護班を派遣する。</u> <u>日本赤十字社佐賀県支部は、自ら必要と認めた場合、又は災害救助法が適用され、県から「(県と日本赤十字社との)協定書」に基づき救助業務の委託を受けた場合は、医療救護班を派遣する。</u></p>	<p><u>4</u> <u>保健医療活動チーム</u> (1) <u>活動</u> <u>保健医療活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。</u></p> <p>(2) <u>種類と派遣時期</u></p> <table border="1" data-bbox="1122 751 1995 1273"> <thead> <tr> <th>派遣時期</th> <th>派遣元</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">急性期</td> <td>災害拠点病院</td> <td>災害派遣医療チーム（DMAT） ロジスティクスチーム含む</td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ基地・連携病院</td> <td>ドクターヘリ</td> </tr> <tr> <td>佐賀県医師会</td> <td>医療救護班（JMAT佐賀）</td> </tr> <tr> <td>協定締結医療機関</td> <td>災害派遣精神医療チーム（DPAT）</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>救護班</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他の医療救護班等</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">亜急性期以降</td> <td>日本医師会</td> <td>災害医療チーム（JMAT）</td> </tr> <tr> <td>佐賀県歯科医師会</td> <td>歯科医療救護班</td> </tr> <tr> <td>佐賀県看護協会</td> <td>災害支援ナースによる看護班</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構</td> <td>医療救護班</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人地域医療機能推進機構</td> <td>医療救護班</td> </tr> <tr> <td>国立大学病院</td> <td>医療救護班</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他の医療救護班等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <u>市町からの県への派遣要請</u> <u>被災市町は、自ら保健医療活動チームを編成できる場合は編成し、救護所での医療活動に従事させるとともに、自ら保健医療活動チームを編成できない場合や救護所での保健医療活動チームに不足を生じる場合は、県にその派遣を要請する。</u></p> <p>(4) <u>県による派遣要請・調整</u> <u>県は、市町から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、医療関係機関に対し協定等</u></p>	派遣時期	派遣元	名称	急性期	災害拠点病院	災害派遣医療チーム（DMAT） ロジスティクスチーム含む	ドクターヘリ基地・連携病院	ドクターヘリ	佐賀県医師会	医療救護班（JMAT佐賀）	協定締結医療機関	災害派遣精神医療チーム（DPAT）	日本赤十字社	救護班	その他	その他の医療救護班等	亜急性期以降	日本医師会	災害医療チーム（JMAT）	佐賀県歯科医師会	歯科医療救護班	佐賀県看護協会	災害支援ナースによる看護班	独立行政法人国立病院機構	医療救護班	独立行政法人地域医療機能推進機構	医療救護班	国立大学病院	医療救護班	その他	その他の医療救護班等	
派遣時期	派遣元	名称																																
急性期	災害拠点病院	災害派遣医療チーム（DMAT） ロジスティクスチーム含む																																
	ドクターヘリ基地・連携病院	ドクターヘリ																																
	佐賀県医師会	医療救護班（JMAT佐賀）																																
	協定締結医療機関	災害派遣精神医療チーム（DPAT）																																
	日本赤十字社	救護班																																
	その他	その他の医療救護班等																																
亜急性期以降	日本医師会	災害医療チーム（JMAT）																																
	佐賀県歯科医師会	歯科医療救護班																																
	佐賀県看護協会	災害支援ナースによる看護班																																
	独立行政法人国立病院機構	医療救護班																																
	独立行政法人地域医療機能推進機構	医療救護班																																
	国立大学病院	医療救護班																																
その他	その他の医療救護班等																																	



頁	修正前	修正後	備考
4~7 (略)	<p><u>佐賀県災害派遣医療チーム（DMAT）指定病院は、県と締結した「佐賀県災害派遣医療チームの派遣に関する協定」の定めるところにより、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣する。</u></p> <p><u>ドクターヘリ基地・連携病院は、関係機関と連携のもと、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動に積極的に協力する。</u></p> <p><u>関係医療機関は、佐賀県災害派遣精神医療チーム（DPAT）を、県と締結した「佐賀県DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣に関する協定書」の定めるところにより、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を編成し派遣する。</u></p> <p><u>また、必要に応じ国及び他の都道府県に対し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を行う。</u></p> <p><u>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</u></p>	<p><u>に基づき、救護所への保健医療活動チームの派遣要請及び調整を行う。</u></p> <p><u>また、活動場所や参集場所について、確保又は伝達を行う。</u></p> <p><u>(5) 日本赤十字社による医療救護活動</u></p> <p><u>日本赤十字社佐賀県支部は、自らの判断で救護班を派遣するが、災害救助法が適用され、県から「（県と日本赤十字社との）協定書」に基づき医療業務等の委託を受けた場合は、県の指示のもと救護班を派遣する。</u></p> <p><u>なお、県は、日本赤十字社佐賀県支部に対し、県へのリエゾン（情報連絡員）等の派遣について要請するものとする。</u></p> <p><u>(6) 他県等への応援要請</u></p> <p><u>県は、必要に応じ、他県等に対し、各種協定に基づく応援要請を行う。</u></p> <p><u>(7) 災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターによる派遣調整の支援</u></p> <p><u>災害医療コーディネーターは、県による県域での保健医療活動チームの派遣調整の支援を行う。</u></p> <p><u>また、地域災害医療コーディネーターは、保健福祉事務所管内での保健医療活動チームの派遣調整の支援を行う。</u></p> <p><u>(8) DMAT活動終了後の医療体制の確保・継続</u></p> <p><u>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、救護所や指定避難所等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。</u></p> <p><u>その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</u></p>	
		5~8 (略)	

頁	修正前	修正後	備考
176			
	<p><b>第2 医薬品、医療資機材の調達</b></p> <p>市町、国、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県薬剤師会、県医薬品卸業協会、県医療機器協会、関係業者・団体、県（医務課、薬務課、人事課）</p>	<p><b>第2 医薬品、医療資機材の調達</b></p> <p>市町、国、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県薬剤師会、県医薬品卸業協会、県医療機器協会、関係業者・団体、県（医務課、薬務課、人事課）</p>	

頁	修正前		修正後		備考
177	1 (略) 2 安定供給の確保 (1) (略) (2) 県 ア (略) イ <u>医療救護班</u> からの要請に基づき、備蓄している災害時緊急医薬品等を供給する。 ウ～エ (略) 3 (略)		1 (略) 2 安定供給の確保 (1) (略) (2) 県 ア (略) イ <u>保健医療活動チーム</u> からの要請に基づき、備蓄している災害時緊急医薬品等を供給する。 ウ～エ (略) 3 (略)		語句の変更
178	<b>第3 医療施設の応急復旧</b> (略)	市町、被災医療機関、 県（医務課）	<b>第3 医療施設の応急復旧</b> (略)	市町、被災医療機関、 県（ <u>福祉課</u> 、医務課）	関係所属の追加
178  179	<b>第4 医療ボランティアへの対応</b> 地震災害時に、医療ボランティアの申出がある場合は、県は、次により対応するものとする。 1 登録窓口の設置、広報 県は、直接又は医療関係団体の協力を得て、医療ボランティアの受入れ・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。 2 情報提供等 市町は、被災地において医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入れ日時・場所等の情報を連絡する。 県は、市町からの情報の内容について調整を行い、登録している医療ボランティアに対し、情報提供を行う。その際、次のことを <u>依頼</u> する。 (1) 自己完結型の活動を行えるよう、生活必需品等を携行すること (2) 可能な範囲で、医薬品、医療資機材の携行に努めること <u>【追加】</u>	市町、 県（医務課、障害福祉課）	<b>第4 <u>保健医療福祉ボランティアへの対応</u></b> 市町、 県（ <u>福祉課</u> 、医務課、障害福祉課） <u>県は、保健医療福祉ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。</u> 地震災害時に、 <u>保健医療福祉</u> ボランティアの申出がある場合は、県は、次により対応するものとする。 1 登録窓口の設置、広報 県は、直接又は医療関係団体の協力を得て、 <u>保健医療福祉</u> ボランティアの受入れ・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。 2 情報提供等 市町は、被災地において医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入れ日時・場所等の情報を連絡する。 県は、市町からの情報の内容について調整を行い、登録している医療ボランティアに対し、情報提供を行う。その際、次のことを <u>要請</u> する。 (1) 自己完結型の活動を行えるよう、生活必需品等を携行すること (2) 可能な範囲で、医薬品、医療資機材の携行に努めること <u>(3) 被災者のニーズにあった保健医療提供を行うこと</u> <u>(4) その他、保健医療福祉ボランティアを行う者は県及び市町他、関係者の指示に従うこと</u>	関係所属の追加 表現の見直し 記載場所の変更 内容の追記	

頁	修正前	修正後	備考				
							
181	<p><b>第11項 消防活動計画</b></p> <table border="1" data-bbox="116 785 1025 865"> <tr> <td><b>第4 救急活動</b></td> <td>消防機関、市町、 県（消防防災課）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 搬送手段の確保</p> <p>消防機関は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。</p> <p>消防機関、市町は、地震災害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認めるときは、ドクターヘリ運航要領に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。</p> <p>県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。</p> <p>なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターヘリの相互応援に係る基本協定」及び「<u>長崎県及び佐賀県によるドクターヘリの共同運航に係る協定</u>」に基づき、運航するものとする。</p>	<b>第4 救急活動</b>	消防機関、市町、 県（消防防災課）	<p><b>第11項 消防活動計画</b></p> <table border="1" data-bbox="1084 785 1993 865"> <tr> <td><b>第4 救急活動</b></td> <td>消防機関、市町、 県（消防防災課）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 搬送手段の確保</p> <p>消防機関は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。 <u>さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（DMAT）等に支援を求める。</u></p> <p>消防機関、市町は、地震災害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認めるときは、ドクターヘリ運航要領に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。</p> <p>県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。</p> <p>なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターヘリの相互応援に係る基本協定」及び「<u>佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る協定</u>」に基づき、運航するものとする。</p>	<b>第4 救急活動</b>	消防機関、市町、 県（消防防災課）	<p>内容の追記</p> <p>協定名の変更</p>
<b>第4 救急活動</b>	消防機関、市町、 県（消防防災課）						
<b>第4 救急活動</b>	消防機関、市町、 県（消防防災課）						

頁	修正前	修正後	備考				
	3～4（略）	3～4（略）					
182	<p><b>第12項 惨事ストレス対策</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第1 惨事ストレス対策</b></td> <td>救助・救急又は消火活動を実施する各機関</td> </tr> </table> <p>災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。</p> <p>そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p> <p><u>また</u>、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</p>	<b>第1 惨事ストレス対策</b>	救助・救急又は消火活動を実施する各機関	<p><b>第12項 惨事ストレス対策</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第1 惨事ストレス対策</b></td> <td>救助・救急又は消火活動を実施する各機関、<u>保健医療活動チームを派遣する各機関</u></td> </tr> </table> <p>災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。</p> <p>そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関<u>及び保健医療活動チームを派遣する各機関</u>は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p> <p>消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p><u>保健医療活動チームを派遣する各機関は、必要に応じて、当該機関の産業医を活用又は県に専門家の派遣を要請するものとする。</u></p>	<b>第1 惨事ストレス対策</b>	救助・救急又は消火活動を実施する各機関、 <u>保健医療活動チームを派遣する各機関</u>	保健医療活動チームについての記載を追加
<b>第1 惨事ストレス対策</b>	救助・救急又は消火活動を実施する各機関						
<b>第1 惨事ストレス対策</b>	救助・救急又は消火活動を実施する各機関、 <u>保健医療活動チームを派遣する各機関</u>						
183	<p><b>第13項 水防活動計画と二次災害の防止活動</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第1 水防活動計画と二次災害の防止活動</b></td> <td>国、市町、河川、海岸、ため池等の管理者及び施行者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、砂防施設の管理者、下水道施設管理者、県（消防防災課、下水道課、農山漁村課、河川砂防課、道路課）</td> </tr> </table> <p>1（略）</p> <p>2 土砂災害の発生、拡大防止</p> <p>国、県及び市町は、発災後の降雨・<u>余震</u>による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所 の点検を実施するものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。</p> <p>（略）</p>	<b>第1 水防活動計画と二次災害の防止活動</b>	国、市町、河川、海岸、ため池等の管理者及び施行者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、砂防施設の管理者、下水道施設管理者、県（消防防災課、下水道課、農山漁村課、河川砂防課、道路課）	<p><b>第13項 水防活動計画と二次災害の防止活動</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第1 水防活動計画と二次災害の防止活動</b></td> <td>国、市町、河川、海岸、ため池等の管理者及び施行者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、砂防施設の管理者、下水道施設管理者、県（消防防災課、下水道課、農山漁村課、河川砂防課、道路課）</td> </tr> </table> <p>1（略）</p> <p>2 土砂災害の発生、拡大防止</p> <p>国、県及び市町は、発災後の降雨・<u>地震</u>による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所 の点検を実施するものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。</p> <p>（略）</p>	<b>第1 水防活動計画と二次災害の防止活動</b>	国、市町、河川、海岸、ため池等の管理者及び施行者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、砂防施設の管理者、下水道施設管理者、県（消防防災課、下水道課、農山漁村課、河川砂防課、道路課）	国の防災基本計画の修正を受けて
<b>第1 水防活動計画と二次災害の防止活動</b>	国、市町、河川、海岸、ため池等の管理者及び施行者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、砂防施設の管理者、下水道施設管理者、県（消防防災課、下水道課、農山漁村課、河川砂防課、道路課）						
<b>第1 水防活動計画と二次災害の防止活動</b>	国、市町、河川、海岸、ため池等の管理者及び施行者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、砂防施設の管理者、下水道施設管理者、県（消防防災課、下水道課、農山漁村課、河川砂防課、道路課）						
188	<p><b>第14項 避難計画</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第3 避難誘導等</b></td> <td>避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関、避難の勧告・指示等を受けた住民等（自主防災組織を含む）、市町、県（消防防災課）</td> </tr> </table> <p>1（略）</p> <p>2 避難</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 広域的な避難</p> <p>被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区</p>	<b>第3 避難誘導等</b>	避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関、避難の勧告・指示等を受けた住民等（自主防災組織を含む）、市町、県（消防防災課）	<p><b>第14項 避難計画</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第3 避難誘導等</b></td> <td>避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関、避難の勧告・指示等を受けた住民等（自主防災組織を含む）、市町、県（消防防災課）</td> </tr> </table> <p>1（略）</p> <p>2 避難</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 広域的な避難</p> <p>被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区</p>	<b>第3 避難誘導等</b>	避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関、避難の勧告・指示等を受けた住民等（自主防災組織を含む）、市町、県（消防防災課）	国の防災基本計画の修正を受けて
<b>第3 避難誘導等</b>	避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関、避難の勧告・指示等を受けた住民等（自主防災組織を含む）、市町、県（消防防災課）						
<b>第3 避難誘導等</b>	避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関、避難の勧告・指示等を受けた住民等（自主防災組織を含む）、市町、県（消防防災課）						

頁	修正前	修正後	備考				
	<p>域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることを妨げない。</p> <p>(略)</p> <p><u>市町は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>域外への広域的な避難及び<u>指定避難所</u>、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることを妨げない。</p> <p>(略)</p> <p><u>〔削除〕</u></p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>記載場所の変更（第2章第1節第2項第7-2へ）</p>				
190	<table border="1" data-bbox="120 564 1064 746"> <tr> <td data-bbox="120 564 421 746"><b>第5 避難場所及び避難所の開設・運営</b></td> <td data-bbox="421 564 1064 746">市町、 県（消防防災課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、<u>医務課</u>、健康増進課、生活衛生課、教育総務課、教育振興課、学校教育課、保健体育課）</td> </tr> </table> <p>市町は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所について、市町地域防災計画やあらかじめ作成した避難所運営のマニュアル並びに県立学校にあっては、「県立学校における福祉避難所の開設・運営マニュアル」に基づき、直ちに<u>避難所</u>を開設し、適切に運営する。</p> <p>1 避難場所及び避難所の開設</p> <p>市町は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所<u>及び</u>指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る<u>ものとする</u>。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する<u>ものとする</u>。</p> <p>必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。</p> <p>さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</p> <p>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>避難所を開設した場合、<u>市町は</u>、開設日時・場所、箇所数及び<u>収容人員</u>、設置期間の見込み等の開設状況について、<u>避難所リストを作成し</u>、速やかに県に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所の運営管理等</p>	<b>第5 避難場所及び避難所の開設・運営</b>	市町、 県（消防防災課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、 <u>医務課</u> 、健康増進課、生活衛生課、教育総務課、教育振興課、学校教育課、保健体育課）	<table border="1" data-bbox="1090 564 1995 715"> <tr> <td data-bbox="1090 564 1391 715"><b>第5 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営</b></td> <td data-bbox="1391 564 1995 715">市町、 県（消防防災課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、生活衛生課、教育総務課、教育振興課、学校教育課、保健体育課）</td> </tr> </table> <p>市町は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所について、市町地域防災計画やあらかじめ作成した避難所運営のマニュアル並びに県立学校にあっては、「県立学校における福祉避難所の開設・運営マニュアル」に基づき、直ちに<u>開放・開設</u>し、適切に運営する。</p> <p>1 <u>指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設</u></p> <p><u>(1) 指定緊急避難場所</u></p> <p>市町は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所<u>等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</u></p> <p><u>(2) 指定避難所</u></p> <p><u>市町は</u>、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。</p> <p>必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。</p> <p>さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</p> <p><u>指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。</u></p> <p><u>市町は</u>、指定避難所を開設した場合は、開設日時・場所、箇所数及び<u>受入れ人数</u>、設置期間の見込み等の開設状況について、速やかに県に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>指定避難所の運営管理等</u></p>	<b>第5 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営</b>	市町、 県（消防防災課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、生活衛生課、教育総務課、教育振興課、学校教育課、保健体育課）	<p>関係所属の見直し</p> <p>国の防災基本計画の修正を受けて</p> <p>国の防災基本計画に合わせる</p>
<b>第5 避難場所及び避難所の開設・運営</b>	市町、 県（消防防災課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、 <u>医務課</u> 、健康増進課、生活衛生課、教育総務課、教育振興課、学校教育課、保健体育課）						
<b>第5 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営</b>	市町、 県（消防防災課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、生活衛生課、教育総務課、教育振興課、学校教育課、保健体育課）						



頁	修正前	修正後	備考
191	<p>市町は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。また、市町は、避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>なお、市町及び県は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等によって、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(1) 避難者情報の把握及び開示</p> <p>市町は、避難所ごととそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び開示に努める。また、避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている在宅等被災者に係る情報についても早期に把握するよう努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町に提供するものとする。</p> <p>(2) 生活環境の維持</p> <p>市町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>さらに、避難所における家庭動物のためのスペースの確保にも配慮する。</p> <p>(3) 男女双方の視点等への配慮</p> <p>避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布を円滑に行うために必要に応じ、トレーラーハウスを確保し、あわせて巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 相談窓口の設置</p> <p>高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、</p>	<p>市町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。また、市町は、指定避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>なお、市町及び県は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等によって、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(1) 避難者情報の把握及び開示</p> <p>市町は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町に提供するものとする。</p> <p>(2) 生活環境の維持</p> <p>市町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>さらに、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保にも努める。</p> <p>(3) 男女双方の視点等への配慮</p> <p>市町は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</p> <p>また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。</p> <p>なお、市町は、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 相談窓口の設置</p> <p>高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、</p>	<p>記載順の修正</p> <p>記載内容の充実</p> <p>記載内容の充実</p>
192			

頁	修正前	修正後	備考				
	<p>様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努めること。なお、女性<del>に対し適切</del> <del>な配慮ができるよう、窓口には女性も配置するなどの配慮をするよう努めるものとする。</del></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 避難の長期化対策 避難生活が長期化する場合、市町は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター、避難所内におけるプライバシーを確保したスペースや空調機器等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 在宅避難者への配慮 市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p>	<p>様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努めること。なお、女性<del>や子どもへ</del> <del>の暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口</del> <del>の設置に配慮する。</del></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 避難の長期化対策 避難生活が長期化する場合、市町は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター、<del>指定</del>避難所内におけるプライバシーを確保したスペースや空調機器等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 在宅避難者への配慮 市町は、やむを得ず<del>指定</del>避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p>					
193	<p><b>第15項 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動</b></p> <table border="1" data-bbox="118 715 1025 794"> <tr> <td><b>第1 被災住宅の応急危険度判定等</b></td> <td>市町、 県（建築住宅課、都市計画課）</td> </tr> </table> <p>1 広報活動 県、市町は、地震発生後、被災住宅が<del>余震</del>等により倒壊する等のおそれがあると認める場合は、連携し、住民に対し、この二次災害に留意するよう広報活動を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<b>第1 被災住宅の応急危険度判定等</b>	市町、 県（建築住宅課、都市計画課）	<p><b>第15項 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動</b></p> <table border="1" data-bbox="1086 715 1993 794"> <tr> <td><b>第1 被災住宅の応急危険度判定等</b></td> <td>市町、 県（建築住宅課、都市計画課）</td> </tr> </table> <p>1 広報活動 県、市町は、地震発生後、被災住宅が<del>地震</del>等により倒壊する等のおそれがあると認める場合は、連携し、住民に対し、この二次災害に留意するよう広報活動を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<b>第1 被災住宅の応急危険度判定等</b>	市町、 県（建築住宅課、都市計画課）	国の防災基本計画の修正を受けて
<b>第1 被災住宅の応急危険度判定等</b>	市町、 県（建築住宅課、都市計画課）						
<b>第1 被災住宅の応急危険度判定等</b>	市町、 県（建築住宅課、都市計画課）						
194	<table border="1" data-bbox="118 983 1025 1161"> <tr> <td><b>第2 応急仮設住宅の<del>建設</del>及び運営管理等</b></td> <td>市町、県警察、 県（消防防災課、県民協働課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、生活衛生課、土地対策課、建築住宅課）</td> </tr> </table> <p>1 応急仮設住宅の<del>建設</del> (略) 建設に必要な資機材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。また、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>(略)</p>	<b>第2 応急仮設住宅の<del>建設</del>及び運営管理等</b>	市町、県警察、 県（消防防災課、県民協働課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、生活衛生課、土地対策課、建築住宅課）	<table border="1" data-bbox="1086 983 1993 1161"> <tr> <td><b>第2 応急仮設住宅の<del>提供</del>及び運営管理等</b></td> <td>市町、県警察、 県（消防防災課、県民協働課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、生活衛生課、土地対策課、建築住宅課）</td> </tr> </table> <p>1 応急仮設住宅の<del>提供</del> (略) 建設に必要な資機材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。また、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、<del>国</del>の非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p><del>県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。</del></p> <p>(略)</p>	<b>第2 応急仮設住宅の<del>提供</del>及び運営管理等</b>	市町、県警察、 県（消防防災課、県民協働課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、生活衛生課、土地対策課、建築住宅課）	国の防災基本計画の修正を受けて
<b>第2 応急仮設住宅の<del>建設</del>及び運営管理等</b>	市町、県警察、 県（消防防災課、県民協働課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、生活衛生課、土地対策課、建築住宅課）						
<b>第2 応急仮設住宅の<del>提供</del>及び運営管理等</b>	市町、県警察、 県（消防防災課、県民協働課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、生活衛生課、土地対策課、建築住宅課）						

頁	修正前	修正後	備考				
	2～3（略）	2～3（略）					
199	<p><b>第17項 交通及び輸送対策計画</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第1 交通規制等による交通の確保対策</b></td> <td>海上保安部、福岡空港事務所、県警察</td> </tr> </table> <p>1 陸上交通の確保                      (1) (略)                      (2) 交通規制の実施                      ア～イ (略)  <u>〔追加〕</u></p> <p><u>ウ</u> 交通規制のための資機材の整備等                      緊急交通路の規制に必要な標示板、セーフティーコーン、広報マイク等の資機材について、平素から整備を行う。</p>	<b>第1 交通規制等による交通の確保対策</b>	海上保安部、福岡空港事務所、県警察	<p><b>第17項 交通及び輸送対策計画</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第1 交通規制等による交通の確保対策</b></td> <td>海上保安部、福岡空港事務所、県警察、<u>県公安委員会</u></td> </tr> </table> <p>1 陸上交通の確保                      (1) (略)                      (2) 交通規制の実施                      ア～イ (略)  <u>ウ</u> <u>警備業者等への要請、交通管制施設の活用</u>  <u>県警察は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。また、情報板、信号機等の交通管制施設も活用する。</u>  <u>エ</u> <u>住民への周知</u>  <u>県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図る。</u>  <u>オ</u> <u>公安委員会の要請</u>  <u>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</u>  <u>カ</u> 交通規制のための資機材の整備等                      緊急交通路の規制に必要な標示板、セーフティーコーン、広報マイク等の資機材について、平素から整備を行う。</p>	<b>第1 交通規制等による交通の確保対策</b>	海上保安部、福岡空港事務所、県警察、 <u>県公安委員会</u>	<p>国の防災基本計画の修正を受けて</p> <p>国の防災基本計画に合わせる</p>
<b>第1 交通規制等による交通の確保対策</b>	海上保安部、福岡空港事務所、県警察						
<b>第1 交通規制等による交通の確保対策</b>	海上保安部、福岡空港事務所、県警察、 <u>県公安委員会</u>						
201	<p>2～3（略）</p> <table border="1"> <tr> <td><b>第2 交通対策</b></td> <td>県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、 県（農山漁村課、道路課、港湾課）</td> </tr> </table> <p>1 (略)</p> <p>2 海上交通  <u>(1) 応急復旧等</u>  <u>海上保安部は、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</u>  <u>航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努める。</u>  <u>(2) 航路等の障害物除去等</u>                      海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告す</p>	<b>第2 交通対策</b>	県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、 県（農山漁村課、道路課、港湾課）	<p>2～3（略）</p> <table border="1"> <tr> <td><b>第2 交通対策</b></td> <td>県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、 県（農山漁村課、道路課、港湾課）</td> </tr> </table> <p>1 (略)</p> <p>2 海上交通  <u>〔削除〕</u></p> <p>(1) 航路等の障害物除去等  <u>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国、県及び市町に報告するとともに、障害物除去による航路啓閉に努める。</u></p>	<b>第2 交通対策</b>	県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、 県（農山漁村課、道路課、港湾課）	<p>記載順の変更</p> <p>国の防災基本計画に合わせる</p>
<b>第2 交通対策</b>	県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、 県（農山漁村課、道路課、港湾課）						
<b>第2 交通対策</b>	県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、 県（農山漁村課、道路課、港湾課）						

頁	修正前	修正後	備考				
	<p>る。 <u>(追加)</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。</p> <p><u>(2) 港湾及び漁港の応急復旧等</u> 海上保安部は、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。 また、航路標識が破損し又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。</p> <p>3 (略)</p>					
226	<p><b>第21項 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第7 空港施設</b></td> <td>県（佐賀空港事務所）</td> </tr> </table> <p>1 (略)</p> <p>2 応急措置 空港施設管理者は、施設が被災した場合は、<b>余震</b>等による二次災害に留意しつつ、空港機能が確保されるよう速やかに応急復旧を行う。</p>	<b>第7 空港施設</b>	県（佐賀空港事務所）	<p><b>第21項 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第7 空港施設</b></td> <td>県（佐賀空港事務所）</td> </tr> </table> <p>1 (略)</p> <p>2 応急措置 空港施設管理者は、施設が被災した場合は、<b>地震</b>等による二次災害に留意しつつ、空港機能が確保されるよう速やかに応急復旧を行う。</p>	<b>第7 空港施設</b>	県（佐賀空港事務所）	国の防災基本計画の修正を受けて
<b>第7 空港施設</b>	県（佐賀空港事務所）						
<b>第7 空港施設</b>	県（佐賀空港事務所）						
237	<p><b>第25項 ボランティアの活動対策計画</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第3 支援</b></td> <td>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（消防防災課、県民協働課、福祉課、長寿社会課、障害福祉課、国際課、建設・技術課、都市計画課、建築住宅課、河川砂防課）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>市町、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するように努めるとともに、活動環境について配慮する。</p>	<b>第3 支援</b>	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（消防防災課、県民協働課、福祉課、長寿社会課、障害福祉課、国際課、建設・技術課、都市計画課、建築住宅課、河川砂防課）	<p><b>第25項 ボランティアの活動対策計画</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第3 支援</b></td> <td>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（消防防災課、県民協働課、福祉課、長寿社会課、障害福祉課、国際課、建設・技術課、都市計画課、建築住宅課、河川砂防課）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>市町、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と<b>の連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り</b>、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。<b>これにより</b>、連携のとれた支援活動を展開するように努めるとともに、活動環境について配慮する。</p>	<b>第3 支援</b>	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（消防防災課、県民協働課、福祉課、長寿社会課、障害福祉課、国際課、建設・技術課、都市計画課、建築住宅課、河川砂防課）	国の防災基本計画の修正を受けて
<b>第3 支援</b>	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（消防防災課、県民協働課、福祉課、長寿社会課、障害福祉課、国際課、建設・技術課、都市計画課、建築住宅課、河川砂防課）						
<b>第3 支援</b>	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（消防防災課、県民協働課、福祉課、長寿社会課、障害福祉課、国際課、建設・技術課、都市計画課、建築住宅課、河川砂防課）						
238	<p><b>第27項 帰宅困難者対策</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第1 帰宅困難者対策</b></td> <td>市町、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、 県（消防防災課、経営支援課、観光課、新幹線・地域交通課）</td> </tr> </table> <p>県、市町は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者</p>	<b>第1 帰宅困難者対策</b>	市町、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、 県（消防防災課、経営支援課、観光課、新幹線・地域交通課）	<p><b>第27項 帰宅困難者対策</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>第1 帰宅困難者対策</b></td> <td>市町、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、 県（消防防災課、経営支援課、観光課、新幹線・地域交通課）</td> </tr> </table> <p>県、市町は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者</p>	<b>第1 帰宅困難者対策</b>	市町、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、 県（消防防災課、経営支援課、観光課、新幹線・地域交通課）	国の防災基本計画の修正を受けて
<b>第1 帰宅困難者対策</b>	市町、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、 県（消防防災課、経営支援課、観光課、新幹線・地域交通課）						
<b>第1 帰宅困難者対策</b>	市町、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、 県（消防防災課、経営支援課、観光課、新幹線・地域交通課）						



頁	修正前	修正後	備考				
	<p>が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時<del>的な宿泊場所</del>、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。</p> <p>また、一時<del>的な宿泊場所</del>の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在<del>場所</del>の運営に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時<del>滞在施設</del>、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。</p> <p>また、一時<del>滞在施設</del>の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した<del>一時滞在施設</del>の運営に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>					
244	<p><b>第30項 行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬</b></p> <table border="1" data-bbox="120 443 1025 491"> <tr> <td data-bbox="120 453 421 491"><b>第2 処理収容</b></td> <td data-bbox="421 453 1025 491">市町、消防機関、県警察、海上保安部</td> </tr> </table> <p>1～2 (略)</p> <p>3 遺体の処理</p> <p>市町は、遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は<del>医療</del><del>看護班</del>による遺体の検案を実施する。</p> <p>4 (略)</p>	<b>第2 処理収容</b>	市町、消防機関、県警察、海上保安部	<p><b>第30項 行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬</b></p> <table border="1" data-bbox="1090 443 1995 491"> <tr> <td data-bbox="1090 453 1391 491"><b>第2 処理収容</b></td> <td data-bbox="1391 453 1995 491">市町、消防機関、県警察、海上保安部</td> </tr> </table> <p>1～2 (略)</p> <p>3 遺体の処理</p> <p>市町は、遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は<del>保</del><del>健医療活動チーム</del>による遺体の検案を実施する。</p> <p>4 (略)</p>	<b>第2 処理収容</b>	市町、消防機関、県警察、海上保安部	
<b>第2 処理収容</b>	市町、消防機関、県警察、海上保安部						
<b>第2 処理収容</b>	市町、消防機関、県警察、海上保安部						
249	<p><b>第32項 防疫計画</b></p> <table border="1" data-bbox="120 794 1025 874"> <tr> <td data-bbox="120 804 421 874"><b>第1 防疫計画</b></td> <td data-bbox="421 804 1025 874">市町、 県（健康増進課、薬務課、生活衛生課）</td> </tr> </table> <p>地震発生時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）に基づき、県及び市町は、相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。</p> <p>1 防疫活動</p> <p>県、市町は、次の防疫活動を行う。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 清潔の保持</p> <p>市町は、感染症の発生予防のため必要があると<del>認められる</del>ときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。</p> <p>また、市町は自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つものとする。</p> <p>(4) 消毒</p> <p>県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると<del>認められる</del>ときは、感染症法第27条の規定により、感染症の病原体に汚染された場所の管理者等に対し、消毒を命じる。</p> <p>(略)</p>	<b>第1 防疫計画</b>	市町、 県（健康増進課、薬務課、生活衛生課）	<p><b>第32項 防疫計画</b></p> <table border="1" data-bbox="1090 794 1995 874"> <tr> <td data-bbox="1090 804 1391 874"><b>第1 防疫計画</b></td> <td data-bbox="1391 804 1995 874">市町、 県（健康増進課、薬務課、生活衛生課）</td> </tr> </table> <p>地震発生時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）に基づき、県及び市町は、相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。</p> <p><del>また、必要に応じ、他機関へ支援を要請する。</del></p> <p>1 防疫活動</p> <p>県、市町は、次の防疫活動を行う。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 清潔の保持</p> <p>市町は、感染症の発生予防のため必要があると<del>認め</del>るときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。</p> <p>また、市町は自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つものとする。</p> <p>(4) 消毒</p> <p>県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると<del>認め</del>るときは、感染症法第27条の規定により、感染症の病原体に汚染された場所の管理<del>をする</del>者等に対し、消毒<del>すること</del>を命じる。</p> <p>(略)</p>	<b>第1 防疫計画</b>	市町、 県（健康増進課、薬務課、生活衛生課）	記載の修正 内容の追加
<b>第1 防疫計画</b>	市町、 県（健康増進課、薬務課、生活衛生課）						
<b>第1 防疫計画</b>	市町、 県（健康増進課、薬務課、生活衛生課）						

頁	修正前	修正後	備考				
250	<p>(5) ねずみ族、昆虫等の駆除            県は、ねずみ族、昆虫等を駆除すべき<u>地域</u>を指定して、当該区域の管理をする者等に対し、駆除することを命じる。            (略)</p> <p>(6) 避難所における防疫指導            市町は、県の指導のもとに、<u>薬業衛生センター等</u>において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。</p> <p>(7) 臨時予防接種            県は、感染症の<u>発生</u>予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定し、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施し、又は市町に実施させる。</p> <p>(8) 生活用水の供給等            県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると<u>認められる</u>ときは、感染症法第31条第1項の規定により、汚染された（又は汚染された疑いのある）<u>生活用水</u>管理者に対し、期間を定めてその使用又は<u>供給</u>を制限、又は禁止する。            (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 支援措置、応援            県は、必要に応じ、次の支援措置、応援要請を行う。            (1) 市町に対し、応援のための職員を派遣する。            (2) 市町に対し、防疫用資材等のあっせんを行う。            (3) 上記の措置を講じてもまだ不足する場合、県は国又は自衛隊に対し、応援を要請する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(5) ねずみ族、昆虫等の駆除            県は、<u>感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第28条の規定により、</u>ねずみ族、昆虫等を駆除すべき<u>区域</u>を指定して、当該区域の管理をする者等に対し、駆除することを命じる。            (略)</p> <p>(6) 避難所における防疫指導            市町は、県の指導のもとに、<u>登録水質検査機関、衛生薬業センター又は水道事業者（企業団等）</u>において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。</p> <p>(7) 臨時予防接種            県は、感染症の<u>まん延</u>予防上<u>緊急の</u>必要があると<u>認めるときは</u>、対象者の範囲及び期日<u>又は期間</u>を指定し、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施し、又は市町に実施させる。</p> <p>(8) 生活用水の供給等            県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると<u>認める</u>ときは、感染症法第31条第1項の規定により、汚染された（又は汚染された疑いのある）<u>生活の用に供される水について、その</u>管理者に対し、期間を定めてその使用又は<u>給水</u>を制限、又は禁止する。            (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 支援措置、応援            県は、必要に応じ、次の支援措置、応援要請を行う。            (1) 市町に対し、応援のための職員を派遣する。<u>また、職員の派遣が困難な場合は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や他都道府県からの保健師チーム、国立感染症研究所の他関連学会等の専門家の応援を要請する。</u>            (2) 市町に対し、防疫用資材等のあっせんを行う。            (3) 上記の措置を講じてもまだ不足する場合<u>又は不足する恐れのある場合</u>、県は国又は自衛隊に対し、応援を要請する。</p> <p>4 (略)</p>					
252	<p><b>第33項 保健衛生計画</b></p> <p>地震発生時において、県及び市町は、被災者の健康<u>保持</u>や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るため、<u>相互に連携し、適切な保健衛生活動を実施</u>する。</p> <table border="1" data-bbox="116 1426 1025 1474"> <tr> <td data-bbox="116 1426 423 1474">第1 被災者等の健康管理</td> <td data-bbox="423 1426 1025 1474">市町</td> </tr> </table>	第1 被災者等の健康管理	市町	<p><b>第33項 保健衛生計画</b></p> <p>地震発生時において、県及び市町は、<u>指定避難所等で生活する</u>被災者の健康<u>状態の把握</u>や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るため<u>に必要な行動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮</u>する。  <u>県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。</u></p> <table border="1" data-bbox="1086 1426 1995 1474"> <tr> <td data-bbox="1086 1426 1393 1474">第1 被災者等の健康管理</td> <td data-bbox="1393 1426 1995 1474">市町</td> </tr> </table>	第1 被災者等の健康管理	市町	<p>国の防災基本計画の修正を受けて</p> <p>国の防災基本計画に合わせる</p>
第1 被災者等の健康管理	市町						
第1 被災者等の健康管理	市町						



頁	修正前	修正後	備考
	<p>県（福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、人事課）</p> <p>県及び市町は、被災地域、特に避難所における良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、県栄養士会や県歯科衛生士会等の協力を得て保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>特に、<u>高齢者、障がい者及び子ども等の災害時援護者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、医療・福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、実施する。</p> <p>なお、県は、<u>災害時の心のケアに関するマニュアル</u>に基づき、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、被災市町、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関と連携・協力してメンタルヘルスカを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。</p> <p>これらを実施するのに人員等が不足する場合は、県は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、<u>応援を要請するとともに、さらに、厚生労働省に対し、保健師等の派遣を要請する。</u></p> <p>（略）</p>	<p>県（福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、人事課）</p> <p>県及び市町は、被災地域、特に<u>指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。</u></p> <p>特に、<u>要配慮者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、医療・福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、<u>計画的に</u>実施する。</p> <p><u>また、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、県栄養士会や県歯科衛生士会等の協力を得て保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。</u></p> <p>なお、県は、「<u>佐賀県災害時のこころのケアマニュアル</u>」に基づくメンタルヘルスカを、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、被災市町、佐賀県精神科病院協会等の関係団体、<u>医療機関及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）</u>と連携・協力してメンタルヘルスカを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。</p> <p>これらを実施するのに人員等が不足する場合は、県は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、<u>応援や厚生労働省に対する保健師等の派遣を要請する。</u></p> <p>（略）</p>	
254	<p><b>第34項 動物の管理、飼料の確保等計画</b></p> <p><b>第1 家畜の管理、飼料の確保</b> 市町、 県（畜産課）</p> <p>1 避難対策</p> <p>市町は、地震発生後、<u>余震</u>による畜舎の倒壊、地震による水害など二次災害の発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。</p> <p>（略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p><b>第34項 動物の管理、飼料の確保等計画</b></p> <p><b>第1 家畜の管理、飼料の確保</b> 市町、 県（畜産課）</p> <p>1 避難対策</p> <p>市町は、地震発生後、<u>地震</u>による畜舎の倒壊、地震による水害など二次災害の発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。</p> <p>（略）</p> <p>2～5 （略）</p>	国の防災基本計画の修正を受けて
255	<p><b>第2 家庭動物等の保護等</b> 市町、 県（有明海再生・自然環境課、生活衛生課、生産者支援課、畜産課、）</p> <p>県及び市町は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。</p>	<p><b>第2 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等</b> 市町、 県（生活衛生課）</p> <p>県及び市町は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。</p> <p><u>また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第26条に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。</u></p>	国の防災基本計画に合わせる
266	<p><b>第39項 生活再建計画</b></p> <p><b>第1 被災者生活再建支援金</b> 国、市町、</p>	<p><b>第39項 生活再建計画</b></p> <p><b>第1 被災者生活再建支援金</b> 国、市町、</p>	県独自制度に

頁	修正前	修正後	備考
	<p>県（消防防災課）</p> <p>県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。</p>	<p>県（消防防災課）</p> <p>県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。</p> <p><u>さらに、居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。</u></p>	<p>ついて追記</p>
268	<p>地震災害対策に係る県災害対策本部における災害応急対策の着手時期 (略)</p> <div style="border: 1px solid purple; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始する時期】</b> (略)</p> <p><u>医療活動（医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）含む。）の編成・派遣、DMATの派遣要請、人工透析受療の確保、医薬品・医療資機材の調達、医療施設の応急復旧）</u> (略)</p> </div> <p>~24時間</p>	<p>地震災害対策に係る県災害対策本部における災害応急対策の着手時期 (略)</p> <div style="border: 1px solid purple; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始する時期】</b> (略)</p> <p><u>救急救命医療活動等の確保・支援、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請、人工透析受療の確保、医薬品・医療資機材の調達、医療施設の応急復旧</u> (略)</p> </div> <p>~24時間</p>	<p>第10項の修正を受けて</p>
275	<p><b>第3節 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第2項 被災者の生活再建等への支援</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>第3 災害弔慰金、見舞金等</b> 国、市町、日本赤十字社佐賀県支部、 県（消防防災課、福祉課）</p> </div> <p>1～3 (略)</p> <p>4 被災者に対する生活再建支援金</p> <p>県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。</p>	<p><b>第3節 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第2項 被災者の生活再建等への支援</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>第3 災害弔慰金、見舞金等</b> 国、市町、日本赤十字社佐賀県支部、 県（消防防災課、福祉課）</p> </div> <p>1～3 (略)</p> <p>4 被災者に対する生活再建支援金</p> <p>県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。</p> <p><u>さらに、居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。</u></p>	<p>県独自制度について追記</p>
278	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>第8 生活資金の確保</b> 市町、県社会福祉協議会、 県（福祉課、こども家庭課）</p> </div> <p>1～2 (略)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>第8 生活資金の確保</b> 市町、県社会福祉協議会、 県（福祉課、こども家庭課）</p> </div> <p>1～2 (略)</p>	<p>記述の修正</p>



頁	修正前	修正後	備考				
	<p>ど防災拠点化を図るものとする。</p> <p>(2) 指定避難所 (略) 市町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>化を図るものとする。</p> <p>(2) 指定避難所 (略) 市町は、学校を<b>指定</b>避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、<b>指定</b>避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、<b>指定</b>避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>3 (略)</p>					
284	<table border="1" data-bbox="118 496 1025 576"> <tr> <td data-bbox="118 496 427 576"><b>第4項 防災知識の普及</b></td> <td data-bbox="427 496 1025 576">防災関係機関、市町、学校等、 県（消防防災課、教育振興課、学校教育課、保健体育課）</td> </tr> </table> <p>1 防災知識の普及・啓発等 (略) (1)～(2) (略) (3) 津波に関する想定・予測の不確実性 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所・避難所の孤立や<b>避難場所・避難所自体</b>被災も有り得ることなど</p> <p>2 (略)</p>	<b>第4項 防災知識の普及</b>	防災関係機関、市町、学校等、 県（消防防災課、教育振興課、学校教育課、保健体育課）	<table border="1" data-bbox="1088 496 1995 576"> <tr> <td data-bbox="1088 496 1397 576"><b>第4項 防災知識の普及</b></td> <td data-bbox="1397 496 1995 576">防災関係機関、市町、学校等、 県（消防防災課、教育振興課、学校教育課、保健体育課）</td> </tr> </table> <p>1 防災知識の普及・啓発等 (略) (1)～(2) (略) (3) 津波に関する想定・予測の不確実性 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、<b>指定緊急</b>避難場所、<b>指定</b>避難所として<b>指定された施設</b>の孤立や被災も有り得ることなど</p> <p>2 (略)</p>	<b>第4項 防災知識の普及</b>	防災関係機関、市町、学校等、 県（消防防災課、教育振興課、学校教育課、保健体育課）	国の防災基本計画の修正を受けて
<b>第4項 防災知識の普及</b>	防災関係機関、市町、学校等、 県（消防防災課、教育振興課、学校教育課、保健体育課）						
<b>第4項 防災知識の普及</b>	防災関係機関、市町、学校等、 県（消防防災課、教育振興課、学校教育課、保健体育課）						
288	<p><b>第2節 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第3項 避難対策</b></p> <table border="1" data-bbox="118 1002 1025 1046"> <tr> <td data-bbox="118 1002 427 1046"><b>第1 避難対策等</b></td> <td data-bbox="427 1002 1025 1046">沿岸市町、消防機関、県警察、防災関係機関</td> </tr> </table> <p>沿岸市町及び消防機関は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合は、直ちに<b>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、</b>避難指示（緊急）を実施し、県警察等と連携して安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）<b>等</b>を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。この際は、要配慮者に十分配慮する。</p> <p>また、津波警報、<b>避難勧告</b>等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段の活用を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>沿岸市町、消防機関、県警察及び防災関係機関は、消防職団員、警察官、市町職員など避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。また、避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、<b>予想される津波</b></p>	<b>第1 避難対策等</b>	沿岸市町、消防機関、県警察、防災関係機関	<p><b>第2節 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第3項 避難対策</b></p> <table border="1" data-bbox="1088 1002 1995 1046"> <tr> <td data-bbox="1088 1002 1397 1046"><b>第1 避難対策等</b></td> <td data-bbox="1397 1002 1995 1046">沿岸市町、消防機関、県警察、防災関係機関</td> </tr> </table> <p>沿岸市町及び消防機関は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合は、直ちに避難指示（緊急）を実施し、県警察等と連携して安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。この際は、要配慮者に十分配慮する。</p> <p>また、津波警報や<b>避難指示（緊急）</b>等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも<b>確実に</b>伝達できるよう、あらゆる手段の活用を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>沿岸市町、消防機関、県警察及び防災関係機関は、消防職団員、警察官、市町職員など避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。また、避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、<b>気象庁が発表す</b></p>	<b>第1 避難対策等</b>	沿岸市町、消防機関、県警察、防災関係機関	文言の修正
<b>第1 避難対策等</b>	沿岸市町、消防機関、県警察、防災関係機関						
<b>第1 避難対策等</b>	沿岸市町、消防機関、県警察、防災関係機関						

頁	修正前	修正後	備考
	<u>到達時間</u> も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。	<u>る津波到達予想時刻</u> も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。	